尼崎市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画 (第5回 都市計画分科会資料)

令和5年(2023年)4月 尼崎市

目 次

はし	ごめに		1
1	. 都市	計画マスタープラン及び立地適正化計画について	1
2	2 改定(にあたって	3
3	都市:	計画に係る本市の特徴等	5
	- <u></u> .		_
		まちづくりの基本方針	
1		づくりの方向性	
2		すまちの姿	
3	8 都市村	構造	12
第:	2 章 分	♪野別・地域別のまちづくり	15
1	•	づくりの進め方	
2	2 分野5	別のまちづくり	17
	2 - 1	土地利用の方針	18
	2 - 2	都市交通の方針	22
	2 – 3	市街地整備の方針	25
	2 - 4	都市環境の方針	28
	2 - 5	都市景観の方針	32
	2 - 6	都市防災の方針	35
3	3 地域5	別のまちづくり	38
	3 - 1	阪急沿線地域のまちづくり	39
	3 – 2	JR 沿線地域のまちづくり	40
	3 – 3	阪神沿線地域のまちづくり	41
	3 – 4	臨海地域のまちづくり	42
第:	3 章	秀導区域及び誘導施設	43
1		区域とは	
2	字 居住	誘導区域	45
3	8 都市村	機能誘導区域と誘導施設	49
4	誘導力	施策	57
	4 - 2	都市機能誘導のための施策	57
		公的不動産の活用	
5	基体 的	的な整備事業	60

第4	4 章 防災指針	61
1	防災指針とは	62
2	災害リスクの高い地域等の抽出	63
3	特にリスクの高い地域を対象とした課題整理	65
4	防災まちづくりの将来像と具体的な取組	66
	1,2,2,4,0; 2	0 0
	5章 まちづくりの推進	
		73
第5 1	5章 まちづくりの推進	73
第 5 1 2	5 章 まちづくりの推進 協働によるまちづくり	73 74

はじめに

1 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について

(1) 計画の位置付けと役割

今後の都市計画を考える上で、時代の変化を見極め、的確に対応するため、地域特性や上位 計画で示す方向性等を踏まえ、今後のまちづくりを進めるための指針です。この計画を定め、 協働によるまちづくりを進めるため、将来のめざすまちの姿を市民等と共有します。



図 - 都市計画マスタープランと立地適正化計画の関係

都市計画	総合計画に即し、各分野の個別計画と連携を図りつつ、
マスタープラン	各種都市計画を実現するための指針となる計画
立地 適正化計画	住宅や医療・福祉・商業施設等の計画的な配置及び公共交通の維持・ 充実を図ることで、人口減少や高齢者の増加に対応した持続可能な 都市をめざす、都市計画マスタープランの一部となる計画

(2) 対象区域

本市は行政区域の全域が都市計画区域となっているため、全市域を計画の対象区域とします。

(3) 計画期間

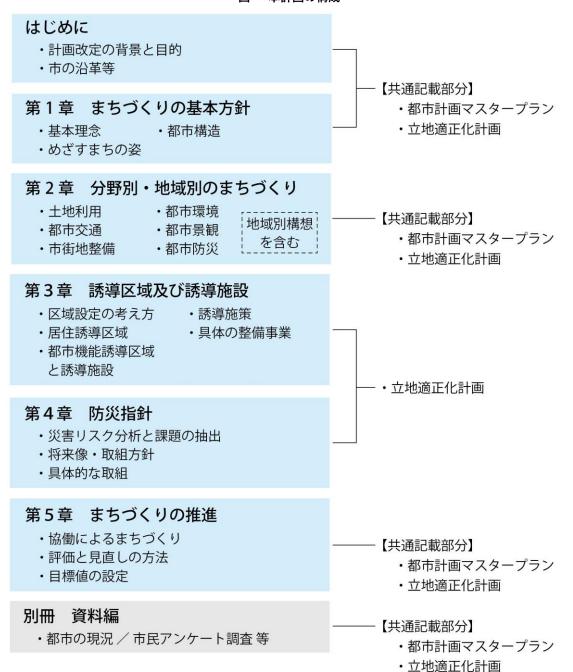
おおむね 20 年後の令和 25 年 (2043 年) の都市の姿を展望しつつ、令和 6 年 (2024 年) から令和 15 年 (2033 年) までの 10 年間とします。

(4) 計画の構成

本計画は、都市計画マスタープランと立地適正化計画が一体となった計画であり、共通する記載内容を整理した構成となっています。

また、本書では尼崎市の方針や取組をとりまとめており、検討の基となった都市の現況や 市民アンケートの結果は別冊の資料編にとりまとめています。

図 - 本計画の構成



2 改定にあたって

第3次となる都市計画マスタープランは、今まで市が取り組んできたまちづくりの経緯、社会情勢等の変化等を踏まえ、立地適正化計画と一体の計画として策定します。

■ 都市計画マスタープラン等の策定経緯

● 第1次都市計画マスタープラン「つくる]

市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)は、平成4年(1992年)の都市計画法の一部改正を受けて、それぞれの都市の特色を生かし、市民の意向を反映しながら、良好な都市空間の形成を図ることを目的に各自治体で策定されるようになりました。
本市においても、平成5年(1993年)から検討を進め、平成9年(1997年)に初めての

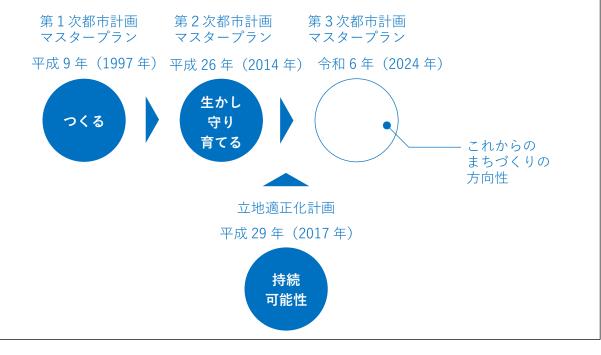
本市においても、平成5年(1993年)から検討を進め、平成9年(1997年)に初めての都市計画マスタープランを策定しました。この計画は、阪神・淡路大震災[平成7年(1995年)]で傷んだまちを修復していくために、都市計画事業をはじめとする多くのハード整備事業を推進すべきものとして位置付けており、"つくる"ということに力点を置いた計画となりました。

● 第2次都市計画マスタープラン「生かし(※)、守り、育てる]

平成 26 年(2014年)に改定された現行計画は、最初の都市計画マスタープランを策定してから 10 数年が経過する中で、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来、地球環境問題の高まり、地方分権の進展や市民参加の拡大など、本市を取り巻く状況は刻々と変化しており、"つくる"ことよりも"生かし、守り、育てる"ということに力点を置きました。

また、平成 26 年 (2014 年) の都市再生特別措置法の一部改正を受け、生活に必要な都市機能や居住機能の配置を示し、施設の更新及び既存ストックを活用するとともに、人口減少、高齢化への対応という視点を含め持続可能なまちづくりを推進するため、平成 29 年 (2017年) に尼崎市都市計画マスタープランの一部として尼崎市立地適正化計画を策定しました。

(※) 本計画では、常用漢字表の音訓を使用し、「活かす」ではなく「生かす」としています。



■ 社会情勢の変化と時代の潮流

- 人口減少社会の進行
- ・多様化するコミュニティの形態と地域に おけるつながりの希薄化
- ・脱炭素社会の実現に向けた機運の高まり
- ・デジタル化の進展

- ・産業構造・労働環境の変化
- ・災害対策など安全・安心への意識の高まり
- ・新型コロナウイルス感染症がもたらした 新たな日常

■ 主な法改正等

- 都市再生特別措置法等の改正 [H26 (2014)、H30 (2018)、R2 (2020)]
 - ・コンパクトなまちづくりの推進(立地適正化計画制度の創設)、都市のスポンジ化対策、 安全で魅力的なまちづくりの推進(防災指針の作成、ウォーカブルなまちづくり)
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正「H26(2014)、R2(2020)]
 - ・公共交通ネットワークの再構築の推進
- 都市農業振興基本法の制定 [H27 (2015)]、都市緑地法等の改正 [H29 (2017)]
 - ・都市における農地の必要性、民間による公園の整備等(Park-PFIの創設)
- 気候変動適応法の制定 [H30 (2018)]、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正 [R3 (2021)]
 - ・温室効果ガスの排出削減対策、2050年までの脱炭素社会の実現

■ 上位計画、関連計画等の改定状況

● 第6次尼崎市総合計画 「R5(2023).3 策定]

ありたいまち

ひと咲き まち咲き あまがさき

尼崎で、人々が、まちが、花を 咲かせ、実を結び、種を残し、 また次の花を咲かせていく。 「みなぎる。つながる。わたしたちのチカラ」 (シチズンシップ・シビックプライド) 「ほっとかない。だれも、なにも」(社会的包摂・多様性) 「きり拓く。ひと、しごと」(産業・活力) 「たかまる。便利でご機嫌な暮らし」(利便性・都市機能)

「ひろげる。一歩先の選択肢」(持続可能性)

- 阪神地域都市計画区域マスタープラン [R3 (2021) .3 改定]
 - ・安全・安心な都市空間の創出、地域主導による都市づくり、持続可能な都市構造の形成
- その他本市の主な関連計画等
 - ・尼崎市自転車のまちづくり推進計画 [R3(2021).3改定]
 - ・尼崎市気候非常事態行動宣言「R3(2021).6表明]
 - ・尼崎市公共施設等総合管理計画「R4(2022).6 改定]
 - ·(仮称)尼崎市総合交通計画「R6(2024).3策定予定]

3 都市計画に係る本市の特徴等

(1) 広域的に見た本市の立地の特徴

住環境ブランド軸としての特徴

阪神間の緑豊かでゆとりある質の高い住宅地の軸は、豊かな住文化が培われて継承されて おり、良好な住環境が形成されています。

都市間交流軸としての特徴

大阪市及び神戸市に近接し、鉄道、幹線道路等による広域交通機能の整備が図られ、阪神間各都市へはもとより、大阪国際空港、関西国際空港及び神戸空港の3つの空港のほか、新大阪駅などへのアクセスにも優れています。

巨大な都心(大阪及び神戸)を結ぶ交通の軸は、人・モノ・情報が集まり、多様な都市機能 を有しており、都市間交流を生み出します。

臨海フロンティア軸としての特徴

尼崎西宮芦屋港は港湾法上の重要港湾として位置付けられ、大阪湾ベイエリアにおける重要な物流拠点の一翼を担う港湾施設として整備が進んでいます。

大阪湾臨海部は、阪神工業地帯の中核を担ってきましたが、産業構造の転換に伴い、神戸医療産業都市、大阪・関西万博会場、新産業の誘致や脱炭素インフラなど、新たな時代に向けた 先進的なまちづくりを展開する軸が形成されつつあります。

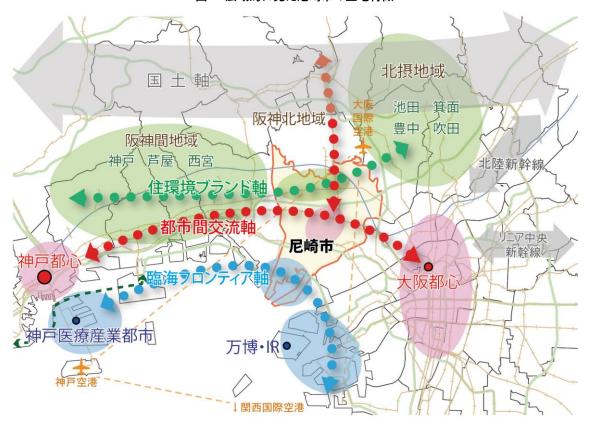


図 - 広域的に見た尼崎市の立地特徴

(2) 本市の強みと弱み

本市は、平坦な地形で市街地がコンパクトにまとまっており、住宅地のほか、商店街がある地 域、工場がある地域、農地がある地域、歴史的な建物が残る地域が点在するなど、様々な特色を 備えた地域が共存し、鉄道沿線ごとに特色のある市街地が形成されています。

住宅地には小規模な生活利便施設が点在しており、日常生活において徒歩、自転車又は公共交 通により容易に移動することができることが強みです。

道路、上下水道、公園・緑地、公共建築物、公共交通等の社会インフラは、早い時期から整備 し、高い水準にありますが、整備から時間が経過し、長寿命化又は更新の時期が迫っています。 また、海抜ゼロメートルエリアが市域の約3分の1を占めていること、早い時期に建築された木 造住宅が老朽化し、その耐震性も不足していること、狭隘道路や危険な空き家が多い地域がある こと等から災害に対する備えが必要です。

社会潮流の変化に伴う機会や想定される脅威に対して、本市の強みを生かし、弱みを克服する 取組を進めていく必要があります。

S【強み】

■立地環境:大都市、国土軸に近接

■交通利便:公共交通網(3鉄道+バス網)

■生活利便:地元商店街、下町感、平坦な地形

■コミュニティ:多様性、自治のまちづくり

■住宅地 :暮らし方を選べる多様な住宅地

■土地利用:土地利用がしやすい平坦な地形

■産業集積:工業地の物流・研究拠点化

■職住近接:優れた就労(雇用)環境

■環境都市:緑地·運河、環境教育

O【機会】

■観光交流 : 大阪・関西万博、インバウンド

:うめきた、新大阪、三ノ宮 ■拠点開発

■新たな賑わい:阪神タイガースファーム施設

■新たな日常 :働き方と住まい方の変化

■産業の転換 : 流通事業の拡大

■脱炭素社会 :都市交通、再生エネ

■デジタル技術 : デジタル化の進展、DXの加速 ■SDGs : 誰一人取り残されない社会

W【弱み】

■臨海部の交通 : 交通渋滞・アクセス性

■スポンジ化進行:空地、空家の発生

■イメージ : 住環境、マナー、治安

■災害への脆弱性:水害リスク、密集市街地

■土地利用の混在:商店、工場等跡地の

住宅地化

T【脅威】

■新型コロナ等の社会経済活動への影響

■気候変動・環境問題への早急な対策

■災害の激甚化:事前防災・減災の必要性

■人口減少、少子高齢化の進展

凡例 ■交通、都市機能 ■生活 産業 環境 ■防災 ■複合

【SWOT 分析による取組検討の例】

S【強み】: 生活利便

・平坦な地形で徒歩や 自転車で身近な公園 や鉄道駅まで移動し やすい



O【機会】:新たな日常

・自宅近くで過ごす時 間が増え、オープン スペースの価値が再 評価された



取組検討の例

・駅前広場等を魅力的 でゆとりある公共空 間として整備

(3) 主な開発動向

(新たな住宅地の整備)

・市内北部を中心に新たな住宅地を整備 市営住宅、学校等の公共施設再編に伴う 跡地や大規模工場跡地の土地利用転換

(交通施設の整備)

- · 阪急武庫之荘駅
 - …北側ロータリーリニューアル
- ・阪急塚口駅 …駅前広場改良
- ・JR 塚口駅 …東側ロータリーを整備
- ・都市計画道路の整備等の推進
- ・阪急神戸本線武庫川橋りょう上に新駅を設置 ※ 尼崎市、兵庫県、西宮市及び阪急電鉄株式会社

(駅周辺のまちづくり)

- 阪神尼崎駅周辺
 - …歴史文化資源の活用や観光・交流促進 [尼崎城及び歴史博物館等の整備]
- · JR 尼崎駅周辺
 - …土地利用誘導方針等を定め、都市機能 の集積や高度利用を誘導
- 阪神大物駅周辺
 - …公園・緑地再整備基本方針に基づき、小田南公園等の再整備を推進中(脱炭素先行地域の指定)

(臨海部の開発)

・大規模多機能型物流施設等の整備・計画

図 - 市域内の都市整備・開発の状況等



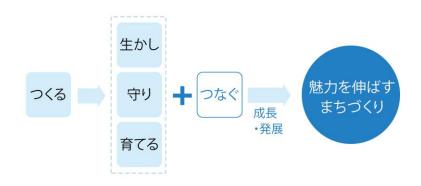
第1章 まちづくりの基本方針

1 まちづくりの方向性

尼崎のまちづくりは、「つくる」から「生かし、守り、育てる」まちづくりへと移行してきました。一方で、様々な社会情勢の変化に対応し、尼崎を 100 年後も続くまちにしていくためには、市民をはじめ多様な主体とともにまちの魅力を再発見し、更なるまちの魅力向上が欠かせません。

尼崎のまちの魅力を高めるためには、これまでの「生かし、守り、育てる」まちづくりで築いてきたまちを礎に、市民と市民を『つなぐ』ことや、市民と行政を『つなぐ』ことで、新たなまちづくりの活動を創出するなど、様々なところで『つなぐ』まちづくりを進めていく必要があります。

そのため、これからは、「生かし、守り、育てる」に加えて『つなぐ』まちづくりを進めることで、 都市の成長と発展を促す「魅力を伸ばすまちづくり」を推進します。



■ つなぐイメージ

- 人と人をつなぐ
- ・過去から未来へとつなぐ
- ・住まいと仕事をつなぐ
- ・隣接市・周辺市と広域的につなぐ
- ・市民と行政(庁内組織)をつなぐ
- ・まちづくりの活動をつなぐ

2 めざすまちの姿

第6次尼崎市総合計画で示す「ありたいまち」の実現を目指し、都市計画の観点から、その実現を支える「めざすまちの姿」を設定します。

(1) 利便性が高く快適に、"暮らせる"まち

医療、福祉、商業等の必要な都市機能が集積された鉄道駅周辺地域等と、日常利用される商業施設や地域の拠点となる公共施設等が配置された徒歩・自転車圏内のエリアとの間を公共交通等でつなげ、移動性を確保することで、誰もが出掛けやすく、快適に暮らせるまちを目指します。

(2) 都市の活力があふれる、"稼げる"まち

市内事業者等の力を引き出し、民間投資を呼び込むことにより、都市の活力を生み出すとともに、本市が有する優れた交通ネットワークと人・モノ・情報が集まる環境の強みを生かし、多様な産業が集積する、稼げるまちを目指します。

(3) 多様な主体がまちに関わる、"誇れる"まち

快適な生活の基盤となる良好な環境の確保を前提に、駅前広場、公園、緑地、河川水辺等の地域資源の魅力を高めていくとともに、市民・事業者等が適切にこれらを利用して様々な活動に取り組み、その取組を通して、子どもからお年寄りまで尼崎で暮らす誰もが(まちに関わり)、誇れるまちを目指します。

(4) 地域の魅力が光る、"住みたい・訪れたい"まち

鉄道沿線ごとに特色のあるそれぞれのまちの魅力と価値を向上させ、それを発信することにより、市外から見た尼崎のまちのイメージを変え、市外の住民にも尼崎に興味や親しみを持ってもらい、尼崎に住みたい、訪れたいと感じてもらえるまちを目指します。

(5) 災害を"みんなで乗り切る"まち

市域は、海抜ゼロメートルエリアがその約3分の1を占め、地震時の危険性が高い密集市街地を有するなど災害リスクを抱えているため、大規模災害への適切な対策を講じ、また一人ひとりが防災意識を高めることで、災害をみんなで乗り切るまちを目指します。

3 都市構造

日常生活に必要な施設がバランスよく配置された"歩いて暮らせるゾーン"と本市の職住近接を支える"産業ゾーン"等を基本に、鉄道駅周辺の"拠点"を"都市の骨格"が形成するネットワークでつなぐ、コンパクトで持続可能なまちを目指します。

(1) ゾーン

歩いて 暮らせるゾーン	主に住宅地で構成される区域を位置づけ、日常生活に必要な施設 がバランスよく配置された、誰もが歩いて暮らせるゾーンの形成を 図ります。
緑ある空間に 囲まれて 暮らせるゾーン	低層の住宅地や農地で構成される区域を位置づけ、緑豊かでゆとりと潤いを感じられる、緑ある空間に囲まれて暮らせるゾーンの形成を図ります。
都市型産業ゾーン	住宅地と工業地等の産業で構成される区域を位置づけ、今ある産業を保全しつつ良好な暮らしが可能となる、都市型の産業ゾーンの形成を図ります。
産業集積ゾーン	臨海部の工業地で構成される区域を位置づけ、大規模工場や次世 代型の高付加価値の産業、流通施設等が立地する産業集積拠点と なるゾーンの形成を図ります。

(2) 拠点

広域拠点	隣接市からの利用も見込まれる広域的な商業・業務施設などの高次都市機能の集積や都市型居住機能により、本市の魅力を高め、にぎわいを創出することができる広域的な拠点の形成を図ります。
地域拠点	周辺住民の日常生活に必要な施設等が集積し、地域の魅力を生かした地域の中心となる拠点の形成を図ります。
生活拠点	交通利便性を高め、良質な生活空間の形成を図る拠点の形成を図り ます。

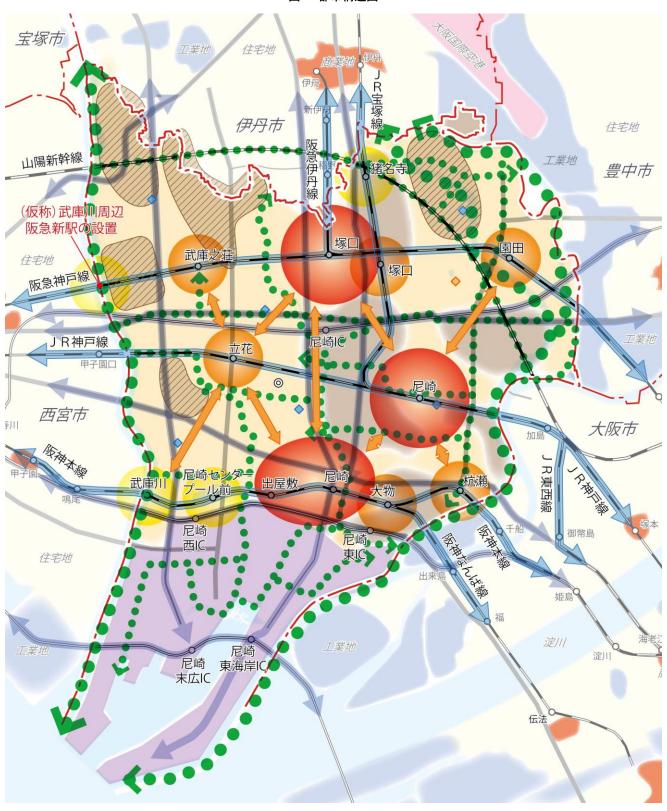
(3) 都市の骨格

広域連携軸: 幹線道路 広域連携軸 : 基幹的な公共交通軸	国道、県道、高速道路等の幹線道路及び公共交通(鉄道)を位置付け、 これらの機能強化により、都市間交流を生み出すなど、広域的に連 携した軸の形成を図ります。
地域連携軸 :基幹的な公共交通軸	拠点間を結ぶ公共交通(路線バス)を位置付け、市民の生活利便性 を確保するとともに、地域の連携や交流を深められる公共交通の ネットワークの形成を図ります。
⟨・・・⟩ 水と緑のネットワーク	武庫川や猪名川などの河川や運河、街路樹などの道路の緑を位置づけ、自然環境の保全と創出により、水と緑を身近に感じられる水と緑のネットワークの形成を図ります。

(4) その他の拠点

	市役所	様々な行政サービスを提供することで、日常における市民の暮らし を支えるとともに、災害が発生した際は、速やかに市民の生命と財 産を守る防災・減災対応、復旧・復興支援の役割を果たします。
\rightarrow	地域における まちづくりの拠点	地域におけるまちづくりの拠点として地域振興センターを位置付けています。
\Diamond	あまがさき・ ひと咲きプラザ	子どもから大人まで、市民の学びと育ちを支える役割を果たします。

図 – 都市構造図

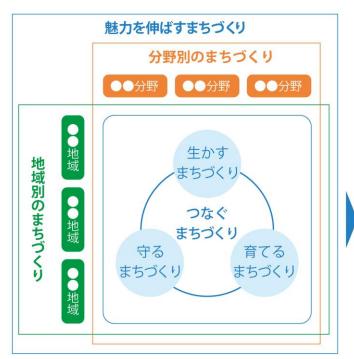


第2章 分野別・地域別のまちづくり

1 まちづくりの進め方

めざすまちの姿の実現に向けて、魅力を伸ばすまちづくりを推進するため、都市を構成する道路、 公園といった都市基盤や建築物、それらを整備していく際の環境、防災、景観といった観点について、 分野それぞれに取組(分野別のまちづくり)を進めるとともに、それらの分野別の考え方を踏まえな がら、鉄道沿線ごとや臨海部といった本市の地域ごとの特性を踏まえた地域別のまちづくりを進め る必要があります。

図 - 「分野別・地域別のまちづくり」と「まちづくりの方向性・めざすまちの姿」の関係性





利便性が高く快適に、"暮らせる"まち 都市の活力があふれる、"稼げる"まち 多様な主体がまちに関わる、 地域の魅力が光る、

めざすまちの姿

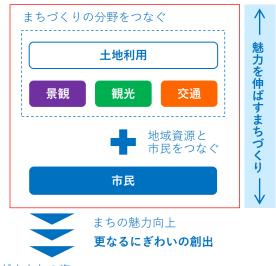
"住みたい・訪れたい"まち 災害を"みんなで乗り切る"まち

(参考) これからのまちづくりのイメージ

● 広域拠点におけるまちづくり

阪急塚口駅周辺や JR 尼崎駅周辺、阪神尼崎 から出屋敷駅周辺の広域拠点は、広域的な商業・ 業務などの都市機能が集積するエリアであり、 更なるにぎわい創出に向けて、まちの顔として ふさわしい景観の整備、観光資源の活用、拠点 駅としての交通利便性を生かしたウォーカブル な空間づくり、市民等による公共空間の活用な ど、様々なまちづくりをつないでいくことで、 魅力を伸ばすまちづくりに取り組みます。

広域拠点におけるまちづくり



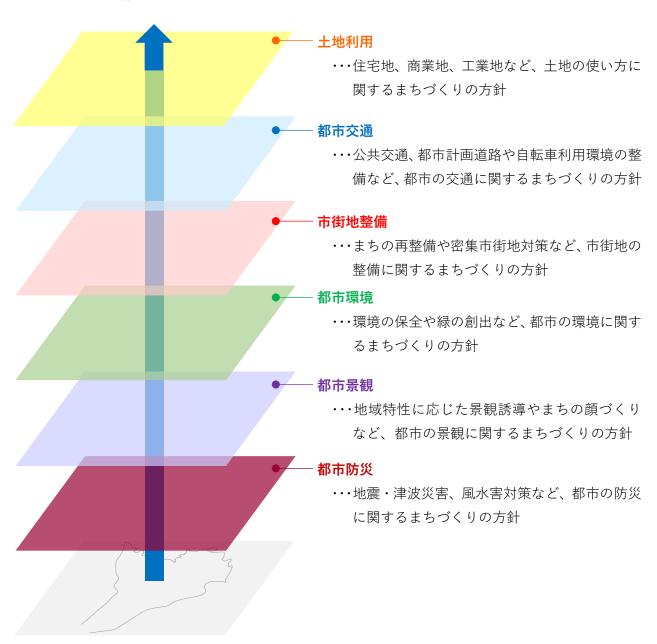
めざすまちの姿

都市の活力があふれる、"稼げる"まち 多様な主体がまちに関わる、"誇れる"まち 地域の魅力が光る、"住みたい・訪れたい"まち

2 分野別のまちづくり

めざすまちの姿の実現に向けて、「土地利用」「都市交通」「市街地整備」「都市環境」「都市景観」 「都市防災」という6つの分野のまちづくりの方針を定め重層的に推進します。

■ まちづくりを構成する6分野



2-1 土地利用の方針

【基本的な考え方】

主に鉄道駅周辺に医療、福祉、商業等の必要な都市機能が充実し、市内に住む人、市内で働く人及び市内を訪れる人にとって快適で居心地が良く、にぎわいと活力にあふれた都市空間の形成を目指して、鉄道沿線ごとのまちの特性を生かしながら、きめ細かな土地利用を誘導します。また、公共建築物等は、その地域の住民だけでなく、市内に住む人、市内で働く人及び市内を

訪れる人がつながり、にぎわいを生む交流の場であることから、その活用を促進します。

(1) 住宅地

主にファミリー世帯の定住・転入につながる良好な住環境を保全し、又は創出し、住み続けたい、住んでみたいと思われる魅力的な住宅地を目指します。

また、一定規模以上の住宅地開発においては、エリア別の魅力及び課題を把握する中で、先駆的な技術又はシステムを有するなど、本市のイメージをリードする住宅又は住宅地供給が行われるよう、誘導します。

住宅地

・都市機能の近接性又は公共交通の利便性を生かした、歩いて暮らせる住宅地のほか、公園緑地、農地等と調和のとれたゆとりある住宅地を形成するなど、地域の特性を生かしたまちなみの形成を図ります。

専用 住宅地

・周辺の住環境に配慮しながら、地域の拠点となる公共建築物を適切に配置すると ともに、地域に必要な生活利便施設を適切に誘導します。

(2) 商業・業務地

本市の拠点となる鉄道駅周辺を中心に、交通結節機能を生かし、商業・業務機能の集積を図るなど、地域の特性に応じた利便性の高いにぎわいのある商業・業務地を目指します。

・阪神尼崎駅等の鉄道駅周辺については、更なるにぎわいと活力を生み出すまちづくりを進めるため、その利便性を生かして、市外からの来街者を意識した地域の 周遊につながる観光地域づくりを進めます。

広域型 商業地

- ・交流の場としてふさわしい土地利用を促進するために、生活利便施設、業務施設、 宿泊施設、広域的に利用される公的施設等の都市機能及び都市型住宅等の多様な 機能について、その集積及び高度利用を促進します。
- ・阪神出屋敷駅周辺等、空き店舗の増加又は住宅地化の進行が見られる地域については、必要に応じ都市計画の変更等を検討します。

近隣型 商業地

・交流の場又は地域の生活拠点としてふさわしい土地利用を促進し、商店等を中心 とした地域に密着したまちづくりを進めるために、商業施設、子育て施設等の生 活利便施設の立地を誘導するなどの必要な施策を検討します。

住商 複合地

- ・主要幹線道路沿道並びに鉄道駅から離れた商店街及び市場については、地域と調 和したまちづくりを進めるため、周辺の住環境に配慮しながら、生活利便施設の 立地を誘導するなどの必要な施策を検討します。
- ・商業施設の活力が低下し、かつ、建替え等の更新が進んでいない地域については、 周辺の住環境への影響を考慮しながら、改善に向けての方針の策定について検討 します。

(3) 工業地

内

陸

部

I

業

地

産業活力の維持又は向上のために、優れた交通ネットワーク等の本市の特性を生かしながら、 多様な産業が集積する工業地を目指します。

保 全

住

工

複

合

地

Т 業

- ・大規模な工場が立地する地域その他工業系土地利用の比率が高い地域は、操業環 境の保全を基本としつつ、研究開発施設等の都市型産業への転換を可能とする土 地利用を誘導します。
- ・鉄道駅周辺又は幹線道路沿道において大規模な土地利用転換が見込まれる場合は、 周辺環境に配慮し共存できるよう誘導します。
- ・工場等の操業環境を保全し、事業継続を推進します。一方で、準工業地域又は工 業地域内にある住工複合地は、既存の工場等の操業に支障が生じないよう配慮し ながら、建築物の高さを制限する等きめ細やかな対応を行い、住環境の向上も図 ります。
- ・住宅地への土地利用転換が進んでいる地域については、既存の工場等の操業状況 を踏まえながら、必要に応じ都市計画の変更等を検討します。

臨海 工業地

- ・現在の良好な操業環境を保全しつつ、阪神工業地帯を代表する産業集積拠点にふ さわしいまちづくりを進めるため、基幹産業の強化及び新産業の立地を促進し、 港湾、道路等のインフラ機能の強化を図ります。
- ・産業集積拠点として更なる魅力を創出するため、操業環境に配慮しながら、必要 に応じ複合的な機能の導入を促進します。

(4) 公園、緑地、農地等

公園、緑地、農地等の緑空間は、環境保全及び防災・減災のほか、健康増進、子育て支援等、 様々な機能又は効果があり、また脱炭素社会の実現、少子・高齢化等の社会課題の解決にも寄与 することから、良好な都市環境並びに住みやすさ及び働きやすさを構成する要素として保全し、 又は創出します。

グリーン インフラ ・市民の安全で快適な暮らし及び事業者の良好な事業環境を支え、また、自然が有 する防災・減災機能及び生物多様性を守るための緑の空間を保全し、又は創出す るとともに、多様化するニーズに対応しながら、緑の質をさらに高める取組を進 めます。

地域資源

・公園等の貴重な地域資源については、人と人との交流並びに生活の質及び地域の 活力の向上を図るため、その積極的な活用を促進するとともに、地域において必 要とされるものを追求します。

【活用が想定される主な制度、施策等】

制度又は施策	活用イメージ
地区計画、建築協定等の地区まちづくりルールの策定	地域の特性を生かしたまちづくりを推進するために、地区独自の ルールを定める場合に活用する。 地区計画及び建築協定では、建築ルールを定めることができる。 地区まちづくりルールは、法令等に基づくもののほか、地区の自 主的なまちづくりルールも含む。
高度地区の変更	建築物の高さの最高限度を定めることにより、日照及び通風を確保し快適な住環境を保全する場合に活用する。また、最低限度を定めることにより土地の高度利用を図る場合に活用する。
高度利用地区の変更	建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、 用途地域内の土地の高度利用と都市機能の更新を図る場合に活用する。
特別用途地区の変更	用途地域よりもよりきめ細やかに地域の特性にふさわしい土地 利用の増進、環境の保護等を実現するために、用途制限の強化又 は緩和を行う場合に活用する。
建築基準法第 48 条ただし書の 許可	政策課題の実現又は地域の特性にふさわしい土地利用の誘導に 当たって、用途地域の変更をはじめとした都市計画による対応が 適当でないと認められる場合に適用を検討する。
住宅の最低敷地面積基準の見直し	新築住宅の供給等の動向を把握し、分析した上で、地域の特性に 応じた、より安全で快適なゆとりある住環境の形成に向けて、必 要と認められる場合に最低敷地面積の基準の見直しを検討する。
(仮)住宅地開発ガイドライン の策定	良好な住環境を保全し、又は創出するため、住宅地開発における、 住宅、道路、公園、緑地等の誘導基準としてガイドラインを策定 する。
(仮)物流施設建設ガイドラインの策定	建築物へのスムーズな貨物の搬入及びその屋内移動、周辺の交通 及び環境に与える影響の抑制、まちづくりとの調和等について物 流施設の設計及び運用のガイドラインが必要な場合等に策定す る。
開発基準(緑化率等)の見直し	都市における緑化をより一層推進するために必要と認められる 場合等に基準の見直しの検討を行う。
主に大規模な都市計画公園における用途地域の見直し	地域の利便性の向上又はにぎわいの創出を目的に都市計画公園 の利活用のために行おうとする、都市公園法上建築可能とされる 公園施設(店舗等の便益施設等)の建築について、用途地域によ る用途規制に反してしまう場合に、その用途地域の見直しの検討 を行う。

土地利用方針図 市営住宅跡地等の土地利 広域的な商業施設や業務機能の集積 用方針を検討する 良好な住宅地のイメージをけん引する拠点形成 阪急伊丹線 尼崎伊丹線 ・宮ノ北住宅 宝塚 ·時友住宅 伊丹市 總 ·富松住宅 尼崎宝塚 あまがさき・ひと咲き 山陽新幹線 プラザ 既存施設を生かした、 稲野 新たな「学びと育ちを 国道171号 支援する拠点」 (猪名寺 農地が、身近 にある良好な 住環境の保全 を図る 塚口 園田 武庫之荘 西宫市 武庫川周辺 塚口 阪急新駅の設置 阪急神戸線 豊中市 名神高速道路 山手幹線 多用途の導入による 都市機能の集積及び J R神戸線 ━O 立花 高度利用の促進を図る 甲子園口 武庫川 0 [大庄西中学校跡地] 尼崎 地域が主体となって 良好な 浜つばめ住宅跡地 管理運営を行うこと 国道2号 の土地利用方針を 操業環境を により多様で自由な 検討する 確保する にぎわいと活力ある 公園整備を進める 加島 商業・業務地の形成に努める 【JR尼崎駅西側周辺】 歴史を生かした地域の活性化 操業環境の維持・保 全並びに産業機能の 阪神高速道路3号神戸線 高度化等を図る産業 武庫川 尼崎センタープラル前 出屋敷 誘導区域の形成 国道43号 官民連携による公園の再整備 已崎東(にぎわいの創出及び地域の 住環境と操業環境相互への 尼崎西(活性化 配慮を前提に、既存住宅の 大阪市 建替えを許容する 井劃川 良好な操業環境の 多様な機能を備えた 維持・保全を図る **派神高速道路** 複合的な土地利用の 0 導入を図る 多様な機能を備えた 複合的な土地利用の 導入を図る 尼崎港 高付加価値産業の 誘致を図る その他 内陸部工業地(工業保全地) 広域拠点 住宅地(専用住宅地) 市役所 住宅地 地域における 内陸部工業地(住工複合地) 地域拠点 まちづくりの拠点 広域型商業地 臨海工業地 生活拠点 あまがさき・ 公園・緑地など 近隣型商業地 ひと咲きプラザ 住商複合地 --- 市域界

2-2 都市交通の方針

【基本的な考え方】

誰もが安全で快適に移動できる交通ネットワークの維持又は向上を図るとともに、歩行者及 び自転車が安全に安心して利用できる道路空間、ウォーカブルな駅前空間等の整備を進め、健康 で環境にやさしいまちを目指します。

(1) 公共交通

ネット

・鉄道及びバスについては、利便性の高いネットワークを構築し、公共交通として の機能を維持するとともに、利用促進を図ります。

ワーク

・市民生活及び社会経済活動を支えていくため、公共交通を中心とした総合的な地 域交通政策に取り組みます。

新駅

・阪急神戸本線武庫川橋りょう部上への新駅の設置により、周辺地域の交通利便性 の向上を図ります。

新交通

・スマートシティの考え方等を踏まえ、新技術による「モビリティ・サービス (MaaS) 時代」に対応した交通ネットワークのあり方について検討を進めます。

(2) 道路

計画的 ・効率的 整備

- ・都市計画道路の整備に当たっては、意思形成過程の透明性の確保及び「選択と集 中」により、計画的かつ効率的に事業を実施します。
- ・幹線道路と鉄道との立体交差、鉄道駅へのアクセス道路等の整備を進めます。

臨海部の

・臨海部における物流施設の増加等に伴う今後の交通状況の変化を注視しながら、 道路ネットワークの強化を検討します。

交通対策 ・事業者による送迎バスの共同運行、駅前広場での停車場所の確保等、臨海部への 交通利便性の向上のための施策の検討をします。

災害 対策 ・災害リスクを軽減するため、早期に、緊急輸送予定道路及び避難路を中心に、代 替性及び耐震性を確保した道路網の整備を進めます。

橋りょう \mathcal{O}

・橋りょうについては、計画的な修繕又は更新を行うとともに、耐震性の向上に努 めます。

長寿命化

狭あい 道路の 解消

・幅員の狭い道路については、防災性の向上、住環境の確保等のために、建築物の 更新に合わせた道路空間の確保に伴い必要となる施策を検討します。

・自転車の走行空間整備により「自転車のまちづくり」を推進します。

歩行者

・自転車 利用

- ・コミュニティサイクルについては、ポートの維持及び拡大に努めながら、近隣自 治体とも連携し、広域的な活用を図ります。
- ・幹線道路は、十分な歩道幅員が確保された歩道を整備することにより、歩車分離 を図るよう努めます。
- ・歩道の段差解消等を図り、安全で快適な歩行者空間を整備します。

(3) 駅前広場

- ・既存の駅前広場については、適切に維持管理を行い、その更新に当たっては、市民及び鉄道 事業者と連携を図りながら、滞留空間を有効に活用した、誰もが使いやすく、集い、憩うこ とができる、にぎわいと魅力があふれる駅前広場として整備するよう努めます。
- ・駅前広場の整備と連動して、駅前広場につながる道路空間についても、緑により潤いある景 観を創出するなど、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルな空間の形成に努めます。
- ・鉄道とバスの乗り継ぎ機能の充実等、交通結節機能の向上を図ります。

(4) 自動車駐車場

- ・阪神尼崎駅前駐車場については、適正に維持管理を図ります。
- ・商業系用途地域における一定規模以上の商業・業務の建築物の新築、増築等時における駐車場の整備を指導します。
- ・一定規模以上の共同住宅の建築時における、駐車場の確保を指導します。その駐車場の確保 台数の基準については、交通需要の実態等を踏まえて見直しを検討します。

(5) 自転車駐車場

- ・老朽化が進んでいる自転車駐車場については、適切に維持管理又は更新を図ります。
- ・共同住宅及び近隣商業地域又は商業地域内における自転車等の駐車需要を生じさせる施設 の新築、増築時等の自転車駐車場の整備を指導します。

都市交通方針図



2-3 市街地整備の方針

【基本的な考え方】

地域にある貴重な資源を生かしながら、まちの更新を進めるとともに、土地利用の状況が大きく変化する可能性がある地域及び住環境又は防災面で課題がある地域については、周辺環境との調和及び地域の課題解決を図ることで、まちの魅力を高め、活力を生み出す市街地整備を進めます。

用途に応じて、所有者又は管理組合に働き掛けます。

(1) 既成市街地の維持及び更新

・自然、歴史、文化、産業等の地域の資源を生かしたまちの更新に取り組みます。 特に阪神尼崎駅周辺については、周遊・回遊性を高めたり、歴史的建造物、文化 コンテンツ等の地域資源を生かした観光地域づくりに取り組みます。 ・既存の建築物が管理不全に陥ることがなく、適正に管理されるよう、その規模や

既存 ストック

- ・活用が可能な空き家については、所有者等に対してその性能が維持され、又は向上されるよう働き掛けるとともに、有効に活用できる資源として生かしながら、 公民連携によるまちの活力再生に取り組みます。
- ・老朽危険空家等については、所有者等に対して速やかに除却するよう求めるとと もに、建替えの際には、周辺と調和した質の高い建築物への更新につなげること で、持続性のあるストック形成に取り組みます。

公共空間

・駅前広場等の公共空間については、魅力の向上とにぎわい創出に向けて、多様な 主体と連携し、エリアマネジメント等により有効活用を図ります。特に、鉄道駅 周辺については、交通結節点である強みを最大限に発揮できるような環境改善を 行うとともに、商業機能等の都市機能の維持又は充実を図ります。

密集 市街地

- ・道路空間を確保するため、防災街区整備地区計画又は建築基準法の特例の活用により建築物の建替えを促進し、地区の防災性の向上を図ります。
- ・狭小地又は無接道敷地における建築物の建替え等による土地利用の更新を促進 するため、狭小地や無接道敷地とその隣地との一体利用を推進していくほか、街 区単位でまとめて更新する方法を関係権利者とともに検討します。

地域主体まちづくり

- ・地区計画等の地区まちづくりルールの立案を支援し、良好なまちなみの維持又は 保全、防災性の向上等を促進します。
- まちづくり ・空き家等の解消と合わせた地域の防災性の向上のほか、高齢化が進むコミュニティの活性化及び既存ストックを生かした地域の魅力の向上を図ります。

(2) 市街地の開発

大規模 土地利用 転換

- ・ファミリー世帯の定住・転入につながるよう、まちのブランド力を向上させるために、地区計画、建築協定等の地区まちづくりルールの活用を推進し、良好で質の高い住宅地の創出に取り組みます。
- ・一定規模以上の開発については、周辺環境との調和が図られ、良好な開発となるよう、まちづくりを誘導する基準の策定等について検討します。

新駅

・阪急神戸本線の武庫川橋りょう部上に設置される新駅の周辺については、歩行者 及び自転車が安全に通行できるアクセスの確保のほか、付近に武庫川の自然及び 農地がある良好な住環境の保全等、周辺住民とともに地域に望ましいまちづくり について検討を進めます。

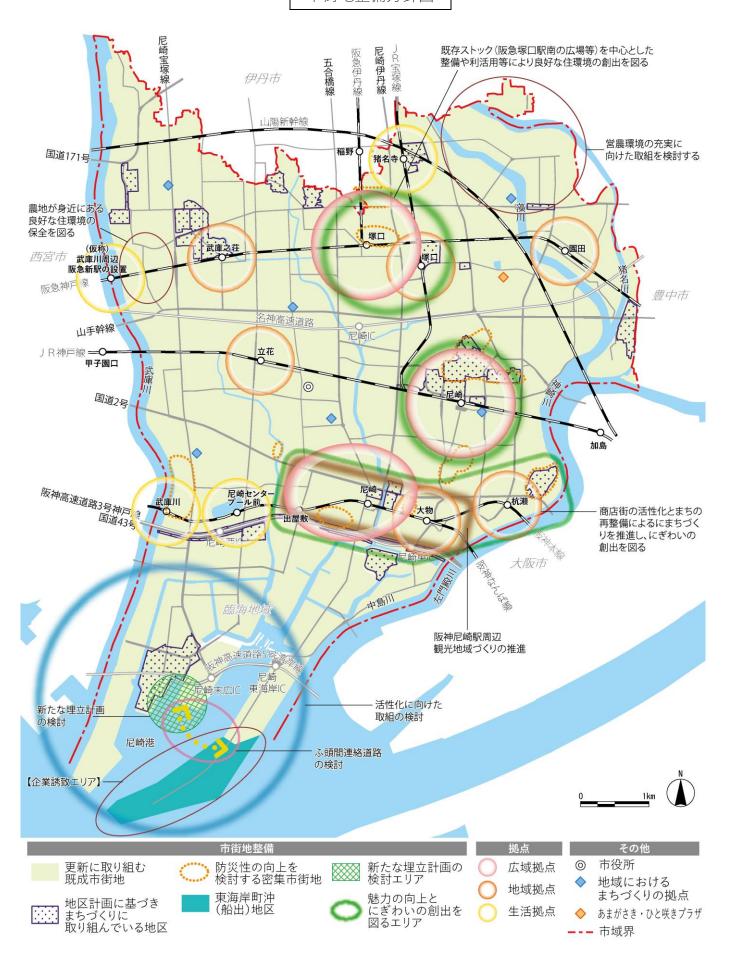
ベイエリア

- ・東海岸町沖(船出)地区は、港湾機能及び産業機能が調和し、並びに「環境創造のまち」をリードする市街地として、適切な土地利用の誘導を進めるとともに、東海岸町地区と末広地区の一体活用を図るためのふ頭間連絡道路の整備について検討を進めます。
- ・港湾緑地等については、整備を推進し臨海部の環境及び景観の向上を図るととも に、様々な活動の場として活用することで地域の活性化につなげます。

(3) 営農環境の維持及び向上

- ・基盤整備が不十分で営農環境に課題を抱える地域については、農家とともに、営農環境の充 実に向けた取組を検討します。
- ・まとまった農地がある地域は、農地の保全を基本としながら、農地が宅地化される場合は周辺の営農環境が悪化しないよう、共存できる手法を検討し、営農環境の保全を図ります。

市街地整備方針図



2-4 都市環境の方針

【基本的な考え方】

地球、自然環境及び生活にも配慮した、持続可能な社会を実現するための循環型・脱炭素化のまちづくりを進めるとともに、河川、水路、運河、海岸等の豊かな水辺を生かした水と緑のネットワークの充実を図り、自然と調和し、快適で次世代につながる都市環境を目指します。

(1) 環境の保全、改善及び創造

消費するエネルギーの削減・脱炭素化等を通じた「脱炭素社会の形成」やプラスチックごみの 削減等 3R によるごみ減量の推進を通じた「循環型社会の形成」を図る取組を推進し、社会経済 活動全般が環境に配慮された、環境と経済の共生するまちを目指します。

- ・省エネ・再エネ機器を導入した建築物の普及を推進します。
- ・エネルギーの地産地消のシステム及び自立分散型エネルギーシステムの構築を 推進します。

脱炭素 社会

- ・徒歩及び自転車、公共交通等の環境負荷の低い交通手段の利用の促進及び利用環 境の整備を進めます。
- ・経済活動及び日々の生活において排出される温室効果ガスの低減を目指し、持続 可能な社会の実現に向けた取組を推進します。

循環型 社会

・既存施設の活用を図るとともに、食品ロス、プラスチック等のリデュースを最優 先した「3R」の取組によりごみの減量化を推進し、循環型社会の形成を目指し ます。

自然共生 社会

・市民の安全で快適な暮らし及び事業者の良好な操業環境に配慮しながら、生物多様性の保全又は回復につながるような草地、樹林、水辺等の維持管理を図るとともに、生態系等に被害を及ぼすおそれがある外来種の防除や希少種の生息・生育場所に配慮します。

生活環境 の保全

・大気汚染及び水質汚濁等の状況については、環境監視により確認していくほか、 過去の公害から学んだことを生かし、予防的に環境問題に取り組みます。

(2) 緑の保全及び創出

本市は山や森等のまとまった緑がないため、引き続き、現存する自然林、農地、河川、運河等の貴重な緑を保全するとともに、公園整備、開発事業における緑化等において緑空間の創出に努め、緑の質をさらに高める取組を進めます。

都市緑化

- ・公共建築物の敷地の緑化を図るとともに、住宅、事業所、工場等の敷地の緑化を 促進し、緑豊かな空間の形成に努めます。特に車両又は人の通行量が多い駅前広 場、幹線道路沿道、鉄道沿線等については、敷際景観に配慮した沿道緑化及びま ちかど緑化を誘導します。
- ・臨海地域は、森と水と人が共生する魅力と活力にあふれる環境創造のまちを目指 します。

公園緑地

- ・公園緑地については、子どもから高齢者まで、障害を抱える人等誰もが安全で快 適に利用できるよう配慮した整備を推進します。
- ・多様化又は高度化する利用者ニーズに即した公園緑地の機能分担を行い、使いやすい公園緑地の整備に取り組みます。

自然林 社寺林

・自然林、社寺林等は、市街地に残された貴重な樹木又は樹林として適切に保全します。

都市農地

- ・市民農園等の整備、活用、援農ボランティア制度や農地の新たな担い手による活 用など多様な手法により都市に残された貴重な農地の保全を図ります。
- ・生産緑地または特定生産緑地制度、及び都市農地貸借制度の活用を推進し、都市 農地の保全に努めます。

河川 水路 運河

- ・貴重な自然が残る武庫川、猪名川、藻川等の河川、運河、海岸等については、自 然環境の保全及び改善とともに、親水性の向上を図ります。
- ・生態系に配慮した近自然工法を活用し、多彩で親水性の高い魅力的な水辺空間の 創出に努めます。
- ・水路の環境の保全及び改善を図るとともに、水路の必要性等を検討し、計画的な 維持管理に努めます。

(3) 生活環境を支える都市施設

・効率的な維持管理手法及びデジタル技術を活用し、最小限の投資で最大限の効果 を発揮させる高度な施設管理を推進します。

・川、海等の公共用水域において改善した水質を維持し、更なる水質向上による良質な水環境の形成を目指します。

下水道

- ・高効率機器の導入による省エネルギー化及び下水道資源の有効利用による創工 ネルギー化を図り、環境負荷の低減に努めます。
- ・施設の建替え及び老朽化が進む管路の更新について、新たに民間活力を取り入れた PPP/PFI 手法の導入を目指します。

ごみ処理

・令和13年度の稼働を目標に新ごみ処理施設を集約整備します。

卸売市場

・市場の経営力の強化及び運営の適正化等に取り組むとともに、消費者ニーズ、社会情勢等に応じた環境の変化に対応できる市場にするため、現敷地における適正規模への集約整備について検討を進めます。

火葬場

・火葬炉等の設備の適切な維持管理に努めます。

学校施設

・学校施設の良好な環境を保全し、地域のコミュニティの拠点及び災害時の防災拠点等としての更なる充実を図るとともに、老朽化した施設については、改修や建替えを実施し、計画的かつ継続的な維持・保全に努めます。

都市環境方針図



2-5 都市景観の方針

【基本的な考え方】

鉄道沿線ごとに特性のあるそれぞれのまちの魅力と価値を生かし、土地利用に応じて良好な 都市景観を誘導するとともに、鉄道駅周辺等のまちの顔となる区域においては、重点的な都市景 観の向上に取り組みます。また、更なる都市美形成の推進及び屋外広告物の規制等を通し、都市 景観の基本的な水準を高めることで、尼崎に住んでみたい、訪れてみたいと感じてもらえる誇り と愛着と活力のある美しい都市景観を目指します。

(1) 土地利用に応じた都市景観の誘導

・戸建住宅を中心とした低層な住宅地においては、ゆとりのあるうるおい豊かな景 観を守り、育てます。

住宅地

- ・戸建住宅及び共同住宅を中心とした住宅地においては、落ち着きのある良好な景 観を形成します。
- ・住宅及び身近な商業施設を中心とした住宅地においては、親しみのあるうるおい 豊かな景観の形成を図ります。

商業・ 業務地

- ・鉄道駅周辺の商業・業務施設等の集積地においては、風格と優れた個性を持つデ ザインの誘導により、まちの顔にふさわしい景観を形成します。
- ・商店街等の商業地においては、にぎわいと活気の中にも商業施設相互の調和の取 れた秩序のある質の高い景観を形成します。

工業地

・内陸部の工業地においては、地域及び企業のイメージアップを図るため、工場、 社屋等の外観において洗練されたデザインを誘導します。

・臨海部の工業地においては、企業のイメージアップにつながる外観デザインの誘 導及び緑化の促進を図り、産業都市尼崎のイメージリーダーとなる工業景観を形 成します。

農地

・農地においては、農地を魅力ある景観資源と捉え、農地景観の保全に取り組みま

・海岸沿い

河川・運河 ・河川、運河及び海岸沿いにおいては、市街地に広がる貴重なオープンスペースと して、水及び緑に調和したうるおいのある景観を形成します。

(2) まちの顔となる都市景観の誘導

主要駅

・乗降客数が多い鉄道駅では、本市の玄関口としてふさわしい風格とにぎわいのあるまちかど景観を形成します。

周辺地域

・阪急塚口駅、JR 尼崎駅及び阪神尼崎駅を中心に、地域活性化の取組と連携し、 各地域の特性に応じたまちかど景観への誘導策を検討します。

幹線沿道 鉄道沿線 ・歩行者からの見え方及び車窓から見える景観に配慮し、沿道又は鉄道沿線の建築 物及び街路樹が調和した、うるおいのある景観を形成します。

歴史的 地域

・歴史的・文化的価値のある建築物及びまちなみは、保存、修景又は活用により、 外観及び雰囲気を生かした伝統と個性のある景観形成を図ります。

水辺空間

・猪名川、武庫川等は、快適な都市空間の核として貴重な自然を保全し、豊かな水 辺空間と連続した自然景観を大切に守ります。

公共施設

・道路、公園緑地、河川、運河又は公共建築物を整備する際は、地域の景観に配慮 した優れたデザインとするとともに良好な状態を維持します。

(3) 都市景観の基本的な水準の向上

都市美 形成の 推進

- ・市内の魅力的な様々な景観を、工夫を凝らして情報発信すること等により、まち への愛着及び景観への意識を高めて、身近な景観向上への取組につなげます。
- ・主要駅周辺地域等、それぞれの特性に応じた魅力的な景観形成に向けたガイドライン等を検討し、都市景観の向上を図ります。

屋外 広告物

- ・戸建住宅を中心とした低層な住宅地、歴史的な景観を形成している地域等においては、屋外広告物等の表示又は設置を原則禁止します。
- ・その他の地域においては、屋外広告物等の面積、高さ、表示又は設置の場所等に ついて地域に応じた許可基準のほか、にぎわいの創出を踏まえた誘導を行います。

都市景観方針図



2-6 都市防災の方針

【基本的な考え方】

頻発・激甚化する自然災害の被害を未然に防ぐとともに、災害が発生した場合に被害を最小限 に抑えられるよう、都市の防災・減災機能の向上に努めます。

また、平時から避難所の施設情報、ハザードマップ等を住民に周知するとともに、マイ避難カードの作成支援等、円滑な避難行動につながる取組を行い、災害時には、多層的な情報伝達手段により、避難情報等の発信を行うことで円滑な避難行動を促進し、ハード・ソフトの両面において自助・共助・公助が一体となった取組を推進することで、大規模災害時においても誰一人取り残されることのないまちを目指します。

(1) 地震・津波災害対策の推進

建築物 道路 橋りょう

・兵庫県等の関係機関と連携し、耐震化の意識向上を図る啓発活動を実施するとと もに、建築物の耐震化促進のため、さらに有効な事業手法の検討を行います。ま た、市民の生命を守る堤防及び防潮堤並びに橋りょう等の耐震性の向上に取り組 みます。

水道

- ・水道配水管の中でも災害時に重要となる基幹管路及び重要給水施設に至る配水管について、優先的に耐震化を進めます。
- ・発災初期から給水活動が行える応急給水拠点の整備を進めます。

下水道

・下水道施設の耐震化による下水道機能の被害の最小化及び水道機能の復旧完了 目標に合わせた下水道施設の機能回復を目指します。

・災害時のトイレ機能を確保するため、避難所等となる場所にマンホールトイレの 整備を進めます。

津波対策

- ・南海トラフ巨大地震による津波災害に備え、民間の協力を得ながら津波等一時避 難場所の拡大に努めます。
- ・関係機関と連携を図りながら、防潮堤をはじめ港湾施設等災害対策の強化を図る とともに、臨海地域の事業者等に対する津波災害への意識啓発に努めます。

(2) 風水害対策の推進

- ・大雨に対する対策として、庄下川の整備を進めます。
- ・気候変動で増加する大雨及び都市化による浸水被害に対応するため、雨水ポンプ の能力増強、雨水貯留管の整備等の施設能力の強化を進めます。
- ・気候変動による水害の頻発・激甚化を踏まえ、氾濫域を含めた流域全体で被害を 減少させるために、校庭貯留、公園貯留等の市域内の保水機能を高める取組を行 うなど、流域全体での総合的な治水対策を推進します。

治水対策

- ・民間事業者等による雨水貯留浸透施設の設置が進むよう、制度の検討を進め、啓 発に努めます。
- ・下水道施設の耐水化による下水道機能の確保及び迅速な回復を目指します。
- ・著しく浸水が想定されるなどの危険性の高い地域については、津波等一時避難場 所の周知、適切な建築誘導等により市民の生命を守る方策を検討します。
- ・臨海部については、大雨に備え、抽水場の整備等の浸水対策を検討します。

波浪対策

高潮対策・臨海部については、高潮又は波浪に備え、国及び県と連携し、防潮堤のかさ上げ 等の対策を推進します。

(3) 火災対策の推進

建築物

・防火地域又は準防火地域の指定により耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促 進します。

密集 市街地 ・建替えによる道路空間の確保、建築物の耐震化及び不燃化等を一体的に行う現在 の取組を進めるとともに、無接道敷地等における建築物の建替えが困難な場所に おける対策の検討を進めます。

消防水利

・消火栓の適正配置を図るとともに、耐震性防火水槽等の消防水利施設の維持管理 及び身近な川又は水路へのアクセス確保を推進します。

(4) 災害に備えたまちづくりの推進

避難地• 避難路• 防災空地

- ・災害時に延焼防止効果のある道路、公園緑地等の整備を推進します。また、公園 等は、避難地として防災・減災機能の充実を図ります。
- ・災害時に緊急輸送道路又は避難路となる幹線道路については、沿道建築物等の不 燃化を促進します。
- ・災害時に都市農地が有する防災機能を発揮するため、防災協力農地の登録を推進 します。

(5) 復興まちづくりの推進

過去の災害で得た復興まちづくりの課題及び教訓を踏まえ、被災後に早期かつ的確に復興ま ちづくりに着手できるよう、復興体制及び手順の事前検討等、復興事前準備を推進します。

都市防災方針図



3 地域別のまちづくり

(1) 役割

地域別のまちづくりは、歴史や文化、自然環境など地域の資源や特性などを踏まえ、よりきめ 細かに地域の課題に対応するため、具体的なまちづくり方針などを示し、まちづくりの基本方針 で示した「めざすまちの姿」を具現化するものです。

(2) 地域区分の考え方

本市では、東西方向に並行して走る阪急神戸線、JR神戸線、阪神本線の3つの鉄道を中心に 特色のある市街地が形成されてきたことから、その形成過程や土地利用の特徴などを考慮し、鉄 道を中心とする3つの地域と工業専用地である臨海地域に区分します。

なお、区分にあたっては、幹線道路、河川などの地形地物を基本に、土地利用や市街地のまとまりなど都市計画的な観点から、用途地域を考慮しながら設定するもので、地域住民主体のコミュニティ活動を分断、制約するものではありません。

■ 鉄道沿線ごとの地域の区分と特性



【阪急沿線地域】

ゆとりある良好な住環境に恵まれた地域

【JR 沿線地域】

かつては工業地が多くを占めていたけれども、近年、JR 尼崎駅周辺で大規模な住宅・商業開発が行われ、徒歩圏に商業施設などの生活に必要な施設が揃う利便性の高い地域

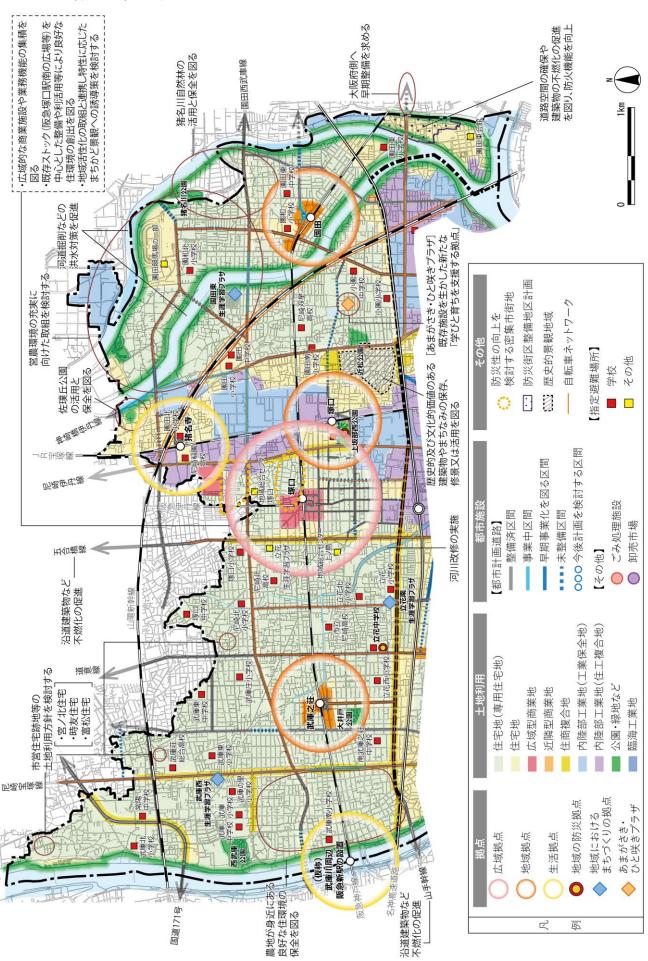
【阪神沿線地域】

本市の工業化と発展の中心を担い、歴史 と産業が集積されてきた地域

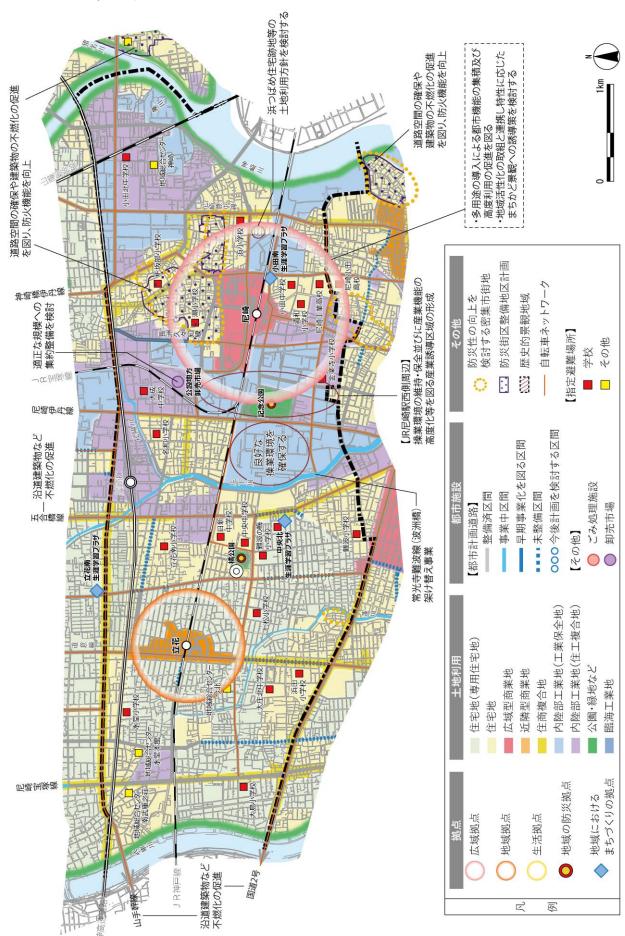
【臨海地域】

重化学工業を中心に、日本の産業経済を リードしてきた地域であり、近年は産業 構造の変化に伴い道路交通の利便性を 生かした物流拠点が集積する地域

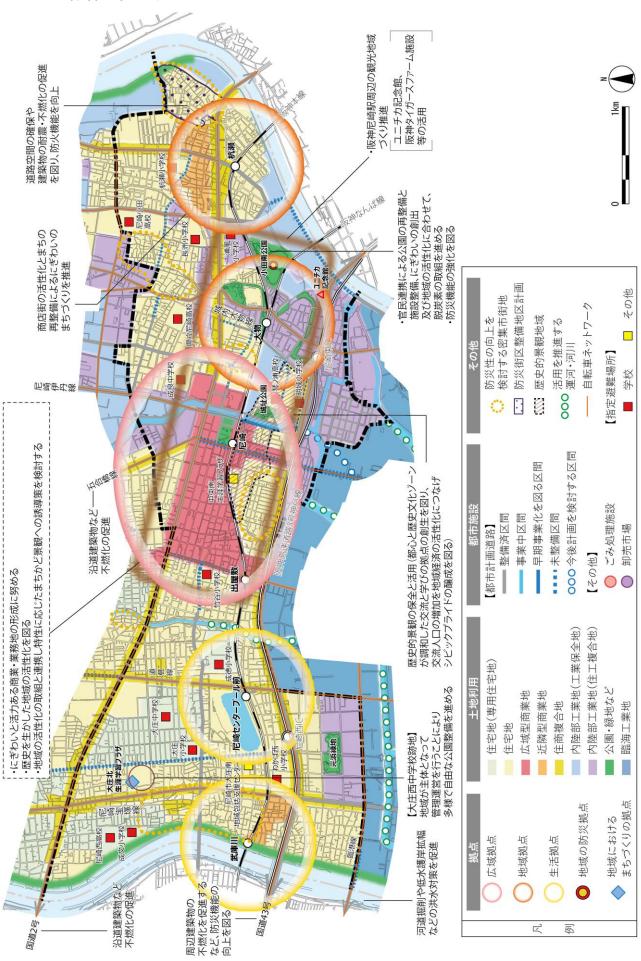
3-1 阪急沿線地域のまちづくり



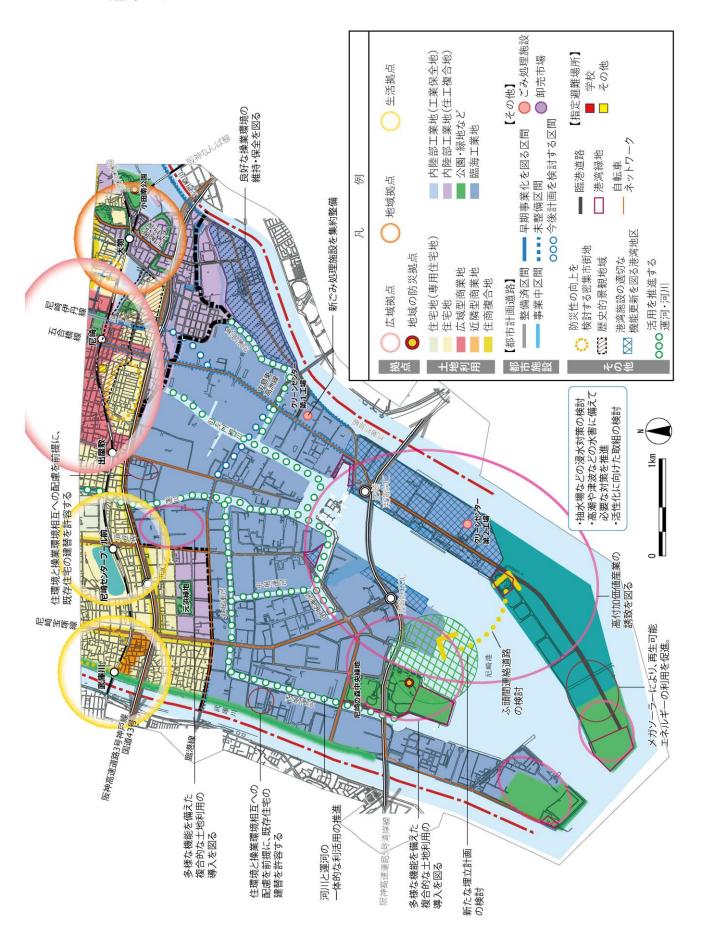
3-2 JR 沿線地域のまちづくり



3-3 阪神沿線地域のまちづくり



3-4 臨海地域のまちづくり



第3章 誘導区域及び誘導施設

1 誘導区域とは

(1) 誘導区域の種類と意義

「第1章 まちづくりの基本方針」で示した都市構造の具現化し、歩いて暮らせるまちづくりを実現するために、人口減少の中にあっても生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導し、又は維持すべき区域(居住誘導区域)と、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の広域拠点又は地域拠点に誘導し、又は維持することにより、各種サービスの効率的な提供が図られるような区域(都市機能誘導区域)を定める必要があります。

(2) 区域設定の考え方

これまで本市は、都市の成長の原動力であった産業について、尼崎市住環境整備条例及び「尼崎市内陸部工業地の土地利用誘導指針」を活用して操業環境の維持保全及び住環境との共存に積極的に取り組んできました。

本市において産業は、今なお雇用の創出及び居住人口の維持又は拡大をはじめ本市の地域経済をけん引する重要な役割を果たしています。

そのため、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定に当たっては、これまでの市の土地利用 政策を踏襲しつつ、居住機能、都市機能及び産業機能を適切に誘導する区域として下図のように 設定します。

緑地 (農地など) 居住誘導区域に含めない 緑地等 居住機能 居住誘導区域 住宅地 【広域拠点及び地域拠点】 都市機能(商業、業務等) 都市機能 商業・業務地 誘導区域 都市型産業指向 産業機能 住工複合 工業地 産業特化 居住誘導区域に含めない

図 各区域設定の概念図

2 居住誘導区域

本市は、極端に人口が減少し生活利便施設及び公共交通(鉄道及びバス)の減少に伴うサービス低下等が起こる地域はほとんどないと想定しています。また、市域のほとんどが公共交通徒歩圏(鉄道駅から800m、バス停から300mの範囲内)であり、地形的な特徴から自転車又は徒歩による移動も比較的容易となっています。

このような観点から、道路、上下水道及び公共建築物に限らず、生活に必要な医療、福祉、商業、子育て支援、教育等の機能を有する施設及び公共交通が既に整っており、現在居住がなされている地域を居住誘導区域として設定し、現在の市民の暮らしの満足度及び利便性の維持・向上を図ります。

一方、産業機能の維持保全を図ることは、雇用の場の確保及び職住近接の実現だけでなく、新たな転入の促進、ひいては都市の活力の維持又は増進につながります。このことから、産業集積として維持すべきエリアには引き続き居住を誘導しないことを原則に、居住誘導区域に含めないことにします。

また、猪名川、藻川及び旧猪名川に囲まれた地区を中心に、市民を中心とした環境保全の取組が進められており、貴重な水辺と緑の自然空間については、身近に自然を親しむ場として活用及び保全を目指すことから、居住誘導区域に含めないことにします。また、本市に残された貴重な緑及び都市の防災空間として保全を図っている生産緑地についても、建築制限が解除されるまでは、居住誘導区域に含めないことにします。

なお、本市は洪水、高潮又は津波の被害を受けやすい地形となっており、災害リスクが高いエリアが存在するものの、河川堤防、防潮堤、下水道施設、情報伝達設備及び避難所である公立学校の耐震化等のハード面と、防災訓練、防災意識の啓発等のソフト面の双方で災害対策に取り組んでいます。そのため、災害リスクが高いエリアは居住誘導区域に含めますが、第4章の防災指針で示す取組を推進し、災害を"みんなで乗り切る"まちの実現を目指します。

【居住誘導区域に含めない区域】

- ○市街化調整区域
- ○住宅の建築が禁止されている工業地
 - ・工業専用地域
 - ・工業保全型特別工業地区(扶桑町)
- ○住宅の増加を抑制する工業地
 - ・工業地域(住工共存型特別工業地区、JR塚口駅東地区地区計画及び都市機能誘導特別 用途地区(JR尼崎駅南地区)を除く。)
 - ・準工業地域(「尼崎市内陸部工業地の土地利用誘導指針」における工業保全ゾーンに限る。)
- ○保全すべき農地等(生産緑地、佐璞丘公園、猪名川公園)

図 居住誘導区域 (イメージ図)



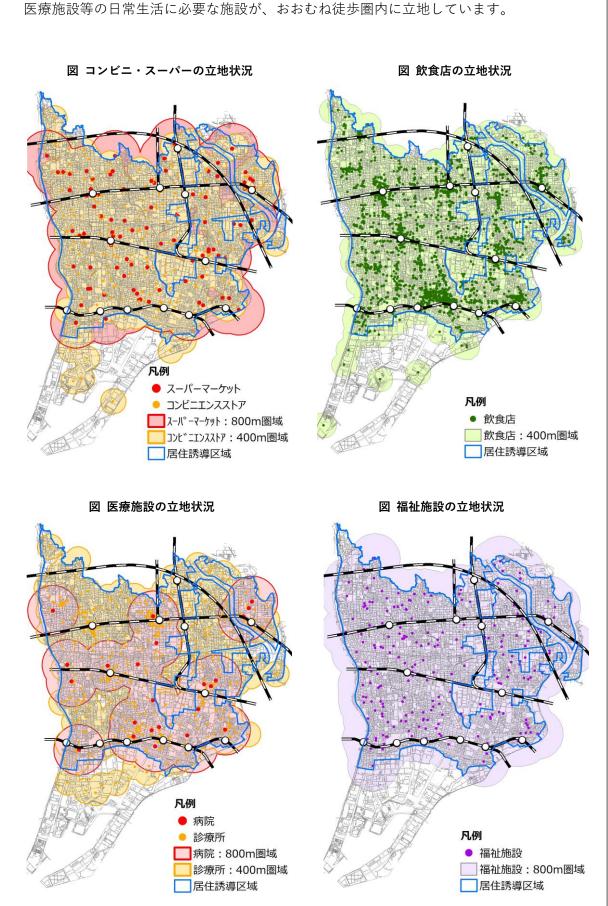


	市街化区域 令和 2 年(2020 年)	居住誘導区域 令和 2 年(2020 年)	居住誘導区域 令和 22 年(2040 年)
人口(人)	459, 593	422, 617	359, 213
面積(ha)	4, 707	3, 377	3, 377
人口密度 (人/ha)	97. 6	125. 1	106. 4

(出典:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所将来人口の結果を基に作成、推計) ※居住誘導区域内人口は、国勢調査の結果を基に町丁目別人口を面積按分して算出した。

■ 生活利便施設の立地状況-

居住誘導区域では、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等の買い物や 医療施設等の日常生活に必要な施設が、おおむれ徒歩圏内に立地しています。



3 都市機能誘導区域と誘導施設

(1) 都市機能誘導区域

ア)都市機能誘導区域の考え方

本市はその全域が市街化されており、必要な生活利便施設等の都市機能は市内全域でおおむね整っており、市域のほとんどが公共交通徒歩圏(各鉄道駅から半径 800m、バス停から半径 300m の範囲内)となっています。また、工業専用地域を除く可住地の令和 22 年(2040 年)の人口密度は約 83 人/ha と予測され、都市機能の維持に必要な人口密度は十分確保できる推計結果となっています。

こういったことから、居住誘導区域全体を都市機能誘導区域とみなすことも考えられますが、 長期的に人口減少及び高齢化が進展することを踏まえると、鉄道駅周辺においては必ず生活に 必要な都市機能を確保することが重要であり、また、公共施設の集約化等を行う場合は、施設用 途によっては、鉄道駅周辺等の利便性の高いエリアに必要な都市機能を段階的に配置していく ことが望ましく、市民の暮らしの満足度及び利便性の維持・向上につながります。さらに、歴史 文化、観光及び交流の機能の強化並びに産業機能の維持保全を図ることで、市内外から人が集ま り交流人口が増え、にぎわいの創出につながります。

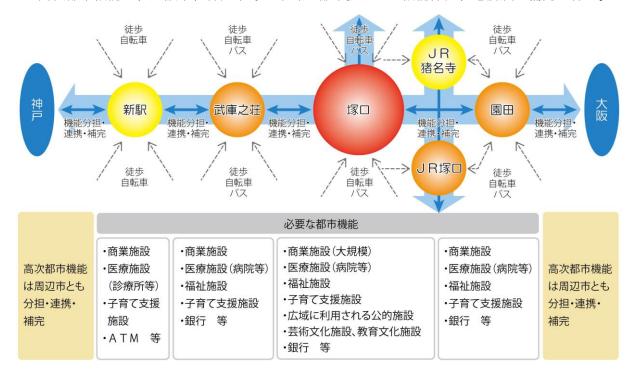
イ) 沿線ごとの都市機能誘導の考え方

本市は、大阪市及び神戸市に挟まれた阪神間に位置しており、東西方向に鉄道網が充実していることから、市内外問わず鉄道を軸とした沿線で都市機能を分担し、連携することが考えられます。

この特長を大いに生かしながら各拠点のまちづくりの方向性に即した都市機能の誘導を図り、 より利便性を高め、にぎわいを創出するといった拠点性の向上及び生活利便性の維持又は向上 を図っていきます。

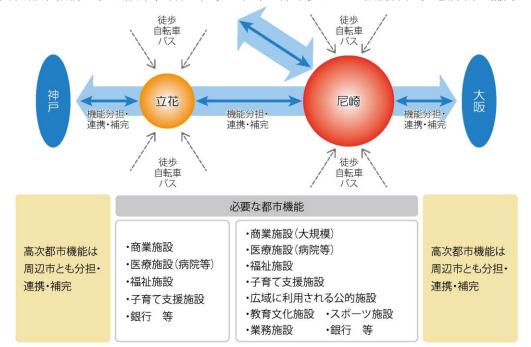
阪急沿線における都市機能誘導の考え方

- ・ 広域拠点である阪急塚口駅周辺は高次都市機能(商業、芸術文化、スポーツ等)を含む機能集積を図り、地域拠点である武庫之荘駅周辺、園田駅周辺及び JR 塚口駅周辺は、日常生活に必要な都市機能の集積を図る。
- ・ 生活拠点である新駅、JR 猪名寺駅周辺は、交通利便性を高め、良質な生活空間の形成を図る。
- ・ 高次都市機能は、大阪市、神戸市等の市外の都市拠点との機能分担、連携及び補完も行う。



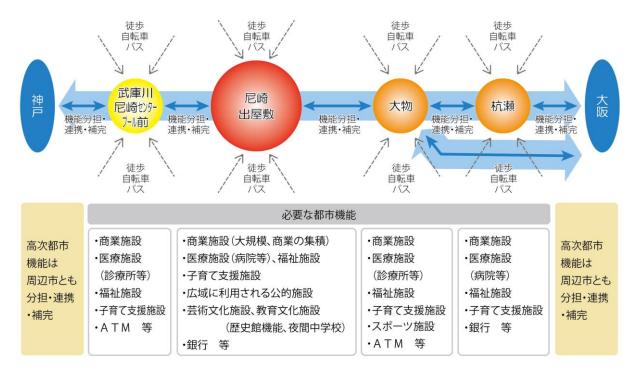
JR沿線における都市機能誘導の考え方

- ・ 広域拠点である J R 尼崎駅周辺は、既に高次都市機能(商業、芸術文化、スポーツ等)の集積が進みつつあることから、その拠点性をさらに高める機能集積を図る。
- ・ 地域拠点である立花駅周辺は、日常生活に必要な都市機能の集積を図る。
- 高次都市機能は、大阪市、神戸市等の市外の都市拠点との機能分担、連携及び補完も行う。



阪神沿線における都市機能誘導の考え方

- ・ 広域拠点である阪神尼崎駅及び出屋敷駅周辺は、高次都市機能(商業、芸術文化、スポーツ等) を含む機能集積を図りつつ、本市の歴史文化を生かした良好なイメージ形成にも資する機能集 積を図る。
- ・ 地域拠点である大物駅周辺は市民の健康増進及びにぎわいの創出に必要な都市機能(スポーツ)を、杭瀬駅周辺は日常生活に必要な都市機能の集積を図る。
- ・ 生活拠点である武庫川駅周辺及び尼崎センタープール前駅周辺は、交通利便性を高め、良質な 生活空間の形成を図る。
- ・ 高次都市機能は、大阪市、神戸市等の市外の都市拠点との機能分担、連携及び補完も行う。



このような観点から、次の拠点を都市機能誘導区域として設定します。

- 広域拠点(阪急塚口駅、JR尼崎駅及び阪神尼崎駅・出屋敷駅の各周辺)
- 地域拠点(阪急園田駅、阪急武庫之荘駅、JR 立花駅、JR 塚口駅、阪神大物駅及び阪神杭瀬駅の 各周辺)

また、次の拠点及び区域については、都市機能誘導区域ではありませんが、これに準ずる区域として、市独自の区域である生活拠点、その他重要な拠点として位置付けます。

- ・ 生活拠点((仮称)武庫川周辺阪急新駅、JR猪名寺駅、阪神武庫川駅及び阪神尼崎センター プール前駅の各周辺(おおむね駅から半径 300m の範囲内))
- その他重要な拠点
- ・ 学びと育ちを支援する拠点(あまがさき・ひと咲きプラザ)
- 産業誘導区域(JR尼崎駅西側の産業集積地)

図 都市機能誘導区域 (イメージ)



なお、都市機能誘導区域の具体的な区域設定の考え方は次のとおりです。

原則として鉄道駅からの距離、用途地域、土地の利用状況及び広域に利用される公共施設等の立地状況等を踏まえて設定する。

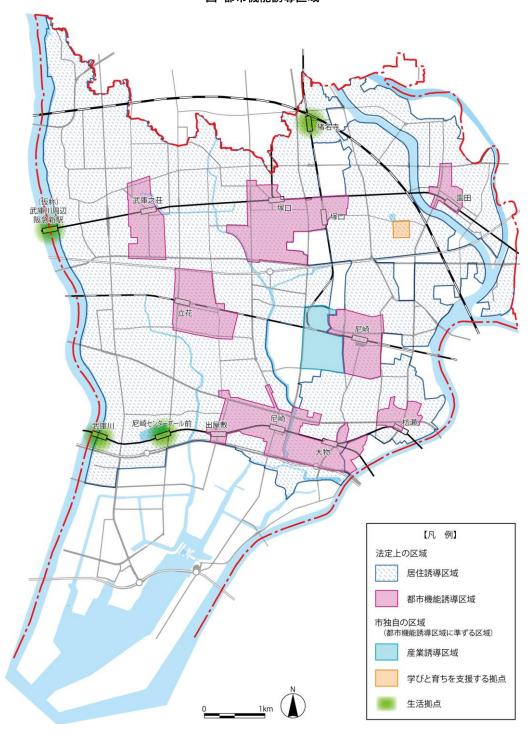
- ・ 鉄道駅からの範囲は、広域拠点にあっては半径 800m、地域拠点にあっては半径 500mの範囲 内を目安とする。
- 鉄道駅周辺の幹線道路は含む。
- 商業地域及び近隣商業地域は含む。
- ・ 第1種低層住居専用地域は含まない。
- ・ 住宅の密集地等、新たな都市機能を誘導することが困難であると認められる区域は含まない。 境界線については、明確な地形地物(道路、公園等)又は都市計画により定めた区域界(用途地域 の区域界(※1)及び都市施設の区域界(※2))を基本とし、土地の利用状況等やむを得ない場合 は、現状の敷地境界で設定する。
- ※1 用途地域の区域

都市計画法第8条第1項第1号に定める地域について、同条第3項第1号により定めた区域

※2 都市施設の区域

都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設について、同条第2項により定めた区域

図 都市機能誘導区域



	市街化区域 令和2年(2020年)	都市機能誘導区域 令和 2 年(2020 年)	都市機能誘導区域 令和 22 年(2040 年)
人口 (人)	459, 593	89, 221	75, 836
面積(ha)	4, 707	645	645
人口密度 (人/ha)	97. 6	138. 3	117. 6

(出典:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所将来人口の結果を基に作成、推計) ※都市機能誘導区域内人口は、国勢調査の結果を基に町丁目別人口を面積按分して算出した。

(2) 誘導施設

誘導施設とは、生活に必要な施設であって、都市機能誘導区域内に立地を誘導し、又は維持すべきものをいいます。本市の場合は、既に、鉄道駅周辺のみならず、工業専用地域を除く市内全域に様々な生活利便施設が立地していますが、今後は人口構造の推移を十分に踏まえながら、市民の利用頻度及び施設が有する特徴(広域性、地域密着性等)を考慮して、必要に応じて段階的に誘導を図っていく必要があります。

誘導施設は、まちづくりの方向性に大きく寄与し、より利便性を高め、にぎわいを創出するなどの拠点性を高めることで本市の魅力を高める機能を有する施設及び市外又は市内全域から利用される施設を中心に位置付け、今後誘導すべき施設と維持すべき施設とを分けて示すこととします。(下表のとおり)

一方、本市の 20 年後の人口密度は比較的高い水準を維持する推計結果となっているため、既に市内に分散して多数立地している生活に密着した施設(スーパーマーケット、コンビニエンスストア、診療所、学校、幼稚園、保育所、高齢者施設等)は、日常生活を送る上で利用頻度が高い施設であり、高齢者の外出機会の増加のために必要なものであるため、市内に分散配置することで生活利便性の維持又は向上を図ります。

表 誘導施設の設定に向けた基本的な考え方

誘導施設	設定に向けた基本的な考え方
商業施設(大規模)	・大規模商業施設は、用途地域等の都市計画、「尼崎市商業立地ガイドライン」 等による規制誘導を行っており、広域拠点では充足しています。 ・広域拠点では大規模商業施設の立地がその拠点性を高めることから誘導施設 (維持)として位置付けます。
商業施設(商業の集積)**	・商店街など商業の集積がある地域は、にぎわいの創出に寄与することから、市 独自の誘導施設(維持)として位置付けます
公的施設 (広域に利用される公的施設等)	・行政窓口又は交流機能を有し、市外又は市内全域から利用される公的施設については、利用者数が多く、立地箇所数が少ないことから、誘導施設(誘導・維持)として位置付けます。
子育て支援施設 (交流・相談機能)	・子育てファミリー世帯の定住・転入促進を目指す視点により、交流及び相談の機能を有する施設について、利便性の高い鉄道駅周辺にも立地することが望ましいことから、誘導施設(誘導・維持)として位置付けます。
教育文化施設 (歴史館機能等)	・本市の歴史文化、教育環境等の向上に寄与する施設においては、にぎわいの創 出等に寄与することから、誘導施設(維持)として位置付けます。
芸術文化施設 (芸術文化ホール、劇場)	・広域から利用される芸術文化施設においては、にぎわいの創出に寄与することから、誘導施設(維持)として位置付けます。
スポーツ施設**	・広域から利用されるスポーツ施設においては、にぎわいの創出に寄与することから、誘導施設(誘導・維持)として位置付けます。
業務施設 ^{**} (産業に係る事業所、研究所等)	・本市の地域経済をけん引する重要な役割を果たす産業に係る業務施設(事業 所、研究所等)については、市独自の誘導施設(誘導)として位置付けます。
子ども・青少年施設** 教職員研修施設**	・市独自の区域を設定し、複数の機能が連携し、既存施設・機能の集約・複合化 をするため、市独自の誘導施設(維持)として位置付けます。

※ 法定の誘導施設ではないため届出の必要がない。

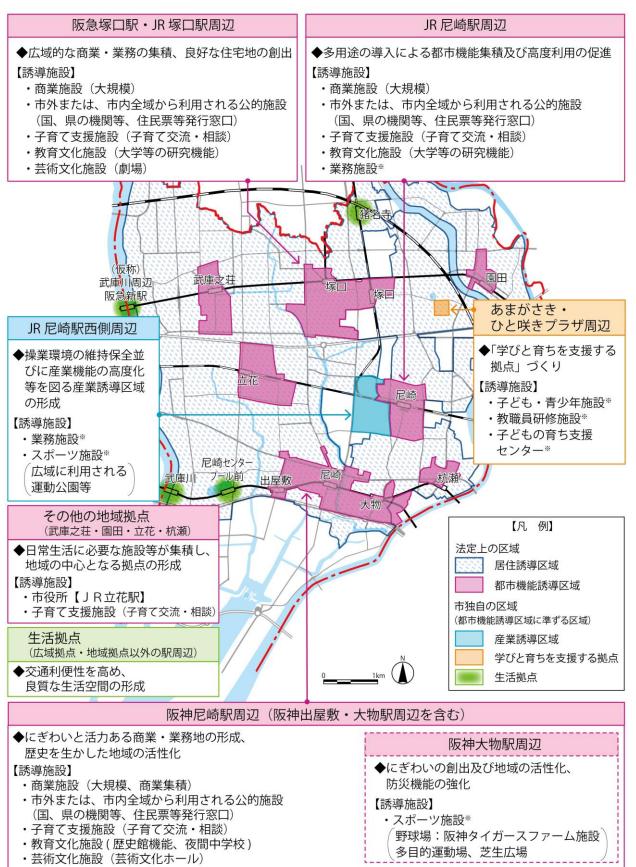
(凡例 ●:誘導、■:維持)

		(法定の)都市機	能誘導区域		都市機能認	秀導区域に塗	準ずる区域
誘導施設	広域拠点					学びと育	
	JR尼崎駅周辺	阪神尼崎駅周辺 (阪神出屋敷・ 大物駅含む	阪急塚口駅 ・JR塚口駅周辺	その他の地域拠点	生活拠点	ちを支援する拠点	産業誘導 区域
法定の位置づけ							
商業施設 (大規模)	* 1	* *1	* 1	-	-	-	-
市外もしくは、 市内全域から 利用される公的施設	●*2 ■*3	■ * 2	■ **2 ■ **3	■ (市役所:) JR立花駅)	-	-	-
子育て支援施設	■ ※4	■ ※4	■ ※4	■ ※4	-	-	_
教育文化施設	■ ※5	■ 歴史館機能 夜間中学校	■ ※ 5	-	-	-	-
芸術文化施設	-	■ (芸術文化 ホール	■〔劇場〕	-	-	-	-
市独自の位置づけ:流	去定の誘導施設で	はないため届出の	必要がない				
商業施設 【商業の集積】	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ施設 広域に利用される 運動公園等	-	•	-	-	-	-	•
業務施設 産業に係る 事業所や研究所	•	-	-	-	-	-	•
子ども・青少年施設	-	-	_	-	-	● (支援 センター)	-
教職員研修施設	-	-	-	-	-		-

※1:店舗面積1万㎡以上 ※2:国、県の機関等 ※3:住民票発行等の市民窓口

※4:子育て交流・相談機能 ※5:大学等の研究機能

図 都市機能誘導区域とまちづくりの方向性・誘導施設



※は法定の誘導施設ではないため届出の必要がない

4 誘導施策

「第2章 分野別・地域別のまちづくり」の「2-1 土地利用の方針」「2-2 都市交通の方針」で掲げたように、主に鉄道駅周辺に医療、福祉、商業等の必要な都市機能が充実し、市内に住む人、市内で働く人及び市内を訪れる人にとって快適で居心地が良く、にぎわいと活力にあふれた都市空間を形成し、ウォーカブルな駅前空間等の整備を進め健康で環境にやさしいまちを実現するため、居住や都市機能の誘導、にぎわい創出のための施策を「第2章 分野別・地域別のまちづくり」で示した施策のほかに、次に示のような施策を推進していきます。

4-1 居住誘導のための施策

(1) 居住誘導区域外での届出義務

居住誘導区域内での居住を誘導していくため、「都市再生特別措置法」に基づき、居住誘導区域外で、一定規模以上の住宅等を建築する場合には、着手の30日前までに市への届出を義務づけています。

(2) 子育てファミリー世帯の転入促進

「子育でするなら尼崎」、「学ぶなら尼崎」と思ってもらえるまちとなるよう、子育で支援の充実・子育で負担の軽減などのソフト戦略と、ファミリー世帯にとって良好な住環境の整備に向けた取組を進めていきます。

4-2 都市機能誘導のための施策

(1) 都市機能誘導区域外での届出義務

都市機能誘導区域へ誘導施設を誘導又は維持していくため、「都市再生特別措置法」に基づき、 都市機能誘導区域外で誘導施設の開発・建築行為を行おうとする場合には、着手の 30 日前まで に市への届出を義務づけています。また、都市機能誘導区域内の誘導施設を休止・廃止する場合 にも、同様に届出を義務づけています。

(2) 土地利用方針の策定

JR 尼崎駅周辺南地区で土地利用誘導方針を定めているように、必要に応じて土地利用方針を 策定し、地域の特性に応じた都市機能を誘導していきます。

4-3 にぎわい創出のための施策

(1) まちなかウォーカブルの推進

車中心からひと中心の空間に転換するため、まちの顔となる広域拠点や地域拠点にある駅前 広場などを居心地が良く歩きたくなる空間に整備します。

市が整備する公共施設と連携した空間づくりを民間施設においても実施するなど、にぎわい を創出するための複合的な取組を、市民・事業者とともに検討し推進していきます。

(2) 空き家の利活用の促進

増加する空き家・空き地等の低未利用地の地権者や地域住民等による有効利用・適正管理を促すとともに都市のスポンジ化に対応するため、低未利用地の有効利用・適正管理のための指針の 策定等、新たな取組について検討していきます。

4-4 公的不動産の活用

「尼崎市公共施設等総合管理計画」に記載されている公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針に従って、公共施設マネジメントの推進に取り組みます。また、誘導施策を展開するに当たっては、「第1次尼崎市公共施設再編計画・実施編」との連携を図り、公的不動産の活用を図ります。

-■ 居住誘導区域外での建築等の届出等の概要-

居住誘導区域外において一定規模以上の住宅開発等を行おうとする場合は、原則として下記のような行為に着手する日の30日前までに、行為の種類、場所等について市長への届出が必要となります(都市再生特別措置法第88条第1項)。

【開発行為】

・3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為



・1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする 開発行為で、その開発区域の面積が 1,000 ㎡以上のもの



【建築等行為】

- ・3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合



市長は、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます(都市再生特別措置法第88条第3項)。

また、市長は、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対して、居住誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません(都市再生特別措置法第88条第4項)。

■ 都市機能誘導区域内外での誘導施設に係る届出等の概要

① 建築等の届出等

都市機能誘導区域外において誘導施設の整備を行おうとする場合は、原則として下記のような行為に着手する日の30日前までに、行為の種類、場所等について市長への届出が必要となります(都市再生特別措置法第108条第1項)。

【開発行為】

・誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為

【建築等行為】

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

市長は、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます(都市再生特別措置法第 108 条第 3 項)。

また、市長は、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対して、当該施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません(都市再生特別措置法第 108 条第 4 項)。

② 休廃止の届出等

都市機能誘導区域内において誘導施設を休止又は廃止しようとする場合は、行為に着手する日の30日前までに、市長への届出が必要となります(都市再生特別措置法第108条の2第1項)。

市長は、休廃止の届出があった場合において、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止し、又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることができます(都市再生特別措置法 108 条の 2 第 2 項)。

5 具体的な整備事業

● 阪神大物駅周辺地区

小田南公園では、阪神タイガースファーム施設誘致によるスポーツをきっかけとした市民の健康増進、にぎわいの創出に加えて、地域の防災機能向上を図ります。また、大物公園は多世代が集う憩いの場、遊びの場として、大物川緑地は居心地の良い緑の散策路として再整備し、公園・緑地等の既存資源を生かした交流人口の増加や地域の活性化とともに、城内地区を経由して阪神尼崎駅に至るウオーカブルな周遊性の向上を目指します。

● 阪神尼崎駅周辺地区

駅周辺の公園、道路、駅前広場、駐車場、駐輪場などの公共施設を包括的に管理することで、エリアの一体感を意識したにぎわいの創出や魅力の向上に繋げるまちづくりを進めています。中央公園では、駅前の立地を生かした新たな魅力創出や活性化を目的に、官民一体によるリニューアルを行い、相乗効果を発揮させます。また、周辺の既存資源(バスターミナル、総合文化センター、尼崎城、歴史博物館、商店街など)を活用したハード・ソフト両面での連携を強化することで、人の流れを変えつつ、「居心地がよく歩きたくなる」まちなか空間の創出とともに、周辺エリアの魅力を高めながら、交流・関係人口の増加を目指します。

● (仮称) 武庫川周辺阪急新駅の設置

(仮称) 武庫川周辺阪急新駅の設置は、隣接する西宮市、阪急電鉄(株)との共同の取組であり、新駅設置を通じ、周辺地域のより良い地域社会の形成及び持続的発展並びに環境に配慮した公共交通の利便性向上に向けて相互に協力して取り組みます。また、武庫川やその河川緑地、都市農地などの資源も生かしながら、利便性の向上とともに住環境の保全などを意識したまちづくりを目指します。

● 子どもの育ち支援センター新館(学びと育ちを支援する拠点)

あまがさき・ひと咲きプラザにおいては、令和元年 10 月に子どもの育ち支援センターを開設し、子どもたちと子育て家庭に寄り添った切れ目のない継続的な支援を実施しており、ユース交流センターや教育総合センターとともに学びと育ちを支援する拠点として運営しています。中核市として新たに児童相談所を設置するにあたり、子どもの育ち支援センターと一体的に子ども一人ひとりに寄り添った予防から自立までの一貫した支援を行うため、児童相談所の機能を有する子どもの育ち支援センター新館を新たに整備します。

● 阪急塚口駅周辺地区

阪急塚口駅周辺地区では、駅の南北において交通結節点としての利便性の向上を目指し、駅前ロータリーや広場の改良を図りつつ、主要なアクセス道路や修景整備された道路を含め、歩道のバリアフリー化や自転車通行環境の整備をおこない、さらに、老朽化している駐輪施設の集約などによって、安全で快適な歩行者中心の空間へ再編します。また、歩行者利便増進道路制度(ほこみち)の活用などにより、公共空間の利活用を図ることで、地域との連携による持続可能なにぎわいのあるまちなみ景観の形成を目指します。

第4章 防災指針

防災指針の検討手順

Step1:本市における災害ハザード情報等を収集、整理

Step2:災害リスクの高い地域等を抽出

Step3:地域ごとの防災上の課題の整理

Step4:防災まちづくりの将来像、取組方針の検討

Step5:具体的な取組及びスケジュールの検討

資料編に掲載

本計画書に掲載

1 防災指針とは

(1) 位置づけ

防災指針は、「都市再生特別措置法」の改正に伴い立地適正化計画に定める指針であり、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。本市の実情を踏まえ、「第1章 まちづくりの基本方針」で掲げた"めざすまちの姿"「災害を"みんなで乗り切る"まち」の実現に向けて、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を計画的に推進していくための取組を防災指針に定めます。

防災指針の検討にあたっては、防災に係る計画である「尼崎市地域防災計画」や「尼崎市強靭 化計画」等と整合を図りました。

(2) 防災指針に基づく取組の対象範囲

本市は大阪湾に広がる広大な三角洲上の沖積層平地に立地しており、全体的に地勢は平坦で、市域の約 30%にあたる地域がゼロメートル地帯となっています。

そのため、想定し得る最大規模の災害が起き た場合には、洪水・高潮・津波により広く浸水 し、地域によっては長期間浸水し続ける可能性 があります。

また、南海トラフ地震などの大規模地震災害の発生の可能性も高まっています。

防災指針の取組は、基本的に居住誘導区域内 を対象として、災害リスク分析の結果を踏まえ て定めることとされています。

しかし、市内全域で様々な災害リスクを抱え ており、居住誘導区域外に現に生活している市 民もいることから、居住誘導区域外も取組の対 象範囲とします。

図 - 想定最大規模の洪水・高潮・津波 により浸水する範囲

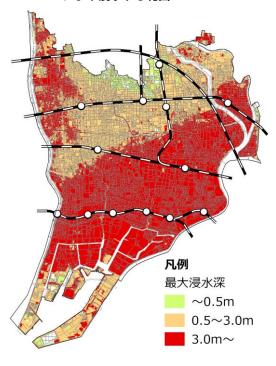


図 - 尼崎市の断面図 (イメージ)



※T. P(TOKYO Peil) 日本の標高の基準面 (東京湾平均海面)

2 災害リスクの高い地域等の抽出

(1) 災害リスク分析・定量的評価の考え方

洪水浸水想定区域等のハザード情報と住宅の分布、避難所や病院等の各種都市の情報を重ね合わせ、本市のどこで、どの程度の被害が見込まれるかを分析しました。

また、これらの災害リスク分析結果を踏まえ、浸水想定区域内の住宅の数、水害により機能低下が見込まれる施設の数、途絶するおそれのある道路の範囲などを算定して、定量的な評価を行いました。

洪水、高潮、津波による浸水想定区域等のデータを用いた分析及び評価は、災害リスクを重視し、想定し得る最大規模を採用しました。

地震については、いつ、どこで、どの程度の規模で発生するか予測不可能であり、誘導的手法による災害リスクのコントロールが困難であるため、分析の対象とはしていませんが、全市的に建物の耐震化・不燃化を推進することにより、防災機能の向上に取り組みます。

図 - 災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせ一覧

災害ハザード情報

洪水·高潮浸水深 洪水·高潮浸水時間 津波到達時間

都市の情報

住宅・人口密度 避難所^{※1}

主要な医療施設^{※2} 社会福祉施設等^{※3} 防災拠点

分析の視点

垂直避難の可否

避難所・防災拠点等の活用の可否 医療・福祉施設の継続利用の可否 緊急路としての活用の可否 長期にわたる浸水の可能性

※1:指定避難場所、福祉避難所

※2:災害拠点病院、災害対応病院、救急医療機関、その他救急車を有する医療施設

※3:高齢者介護施設(通所型含む)、子育て施設(保育所、幼稚園等)

緊急路※4

※4:緊急輸送道路「兵庫県指定」、緊急輸送予定道路

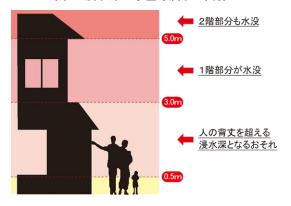
(2) 災害リスクの高い地域

① 『洪水・高潮浸水深』に関する災害リスクの基準

一般的な家屋では、浸水深 0.5m 以上で 1 階が、浸水深 3m 以上で 2 階が、浸水深 5m 以上で 3 階が床上浸水し、垂直避難が困難になります。

また、浸水深 0.5m 以上が想定される地域は、歩いて避難することが困難になるため災害リスクがありますが、その中でも、垂直避難も困難となる浸水深 3m 以上が想定される地域は災害リスクが高い地域であると考えられます。

図 - 浸水深と家屋等浸水の関係



② 『洪水・高潮浸水継続時間』に関する災害リスクの基準

避難が困難となる深い浸水(0.5m以上)が続く時間(浸水継続時間)が長い場合、建物の2階以上に垂直避難し命が守られたとしても、その後の生活に支障が出るおそれがあります。

垂直避難時には、各家庭での飲料水や食料等の備蓄により生活を維持することになりますが、必要な量の備蓄がない場合、健康障害の発生や最悪の場合は生命に危険を及ぼす可能性があります。したがって、長時間の浸水が想定される地域は災害リスクがありますが、その中でも3日以上浸水し続ける地域は災害リスクが高い地域であると考えられます。

図 - 自宅で垂直避難した場合の生活環境イメージ



(出典:内閣府資料)

③ 『洪水による家屋倒壊等氾濫想定区域 | に関する災害リスクの基準

家屋倒壊等氾濫想定区域は、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生するおそれがある区域であり、洪水時に区域外への早期立ち退き避難が必要であるため、指定されているエリアは災害リスクが高い地域であると考えられます。

図 - 家屋倒壊等氾濫想定区域での災害のイメージ



河岸浸食

地面が削られ家屋は建物ごと 崩落するおそれがあります



氾濫流

流速が早いため、木造家屋は 倒壊するおそれがあります

④ 『地震による家屋倒壊』に関する災害リスクの基準

大規模な地震が発生した際に全壊率が50%を超えると想定されている地域は災害リスクがありますが、その中でも密集市街地に指定されている地域は、火災による延焼危険性や避難が困難となる可能性が高く、災害リスクが高い地域であると考えられます。

⑤ 『津波からの避難』に関する災害リスクの基準

津波避難対象地域に指定されている地域は、災害リスクがありますが、その中でも<u>津波避難要注意地域に指定されている地域は</u>、南海トラフ地震の発生後津波の最短到達時間である 117 分までに、津波浸水想定区域の外側へ水平避難が困難であることが見込まれるため、<u>災害リス</u>クが高い地域であると考えられます。

3 特にリスクの高い地域を対象とした課題整理

災害リスクを分析した結果を踏まえ、今後必要となる対策の方向性を定めるため、特にリスクの高い地域が複数含まれる場所や避難の際に注意が必要な場所を中心に抽出し、地域ごとに防災上の課題を整理しました。地域ごとに整理した防災上の課題は次のとおりです。

図 - 地域ごとの防災上の課題 課題地域:1 課題地域:家屋倒壊等氾濫想定区域 洪水 洪水 ・洪水により垂直避難が困難な住宅が多数立地 ・洪水時に早期に区域外へ立ち 退き避難をすべき区域 課題地域: 2 洪水 高潮 ・洪水、高潮により垂直避難 が困難な住宅が多数立地 ・一部区域は河川氾濫により 3日以上浸水し続ける 課題地域:3 高潮 地震 ・一部区域は高潮により3日 以上浸水し続ける ・地震により倒壊する家屋が 5割を超える密集市街地で 延焼危険性が高い 課題地域:4 高潮 地震 ・高潮により垂直避難が困難な住宅が多数立地 ・高潮により3日以上浸水し続ける ・一部区域は地震により倒壊する家屋が5割を 超える密集市街地で延焼危険性が高い 課題地域:5 洪水 高潮 地震 ・洪水、高潮により垂直避難が困難な住宅が多 課題地域:6 数立地 津波 ・区域の多くが高潮により3日以上浸水し続ける ・一部区域は地震により倒壊する家屋が5割を ・津波からの水平避難が間に 超える密集市街地で延焼危険性が高い 合わない可能性がある

凡例



4 防災まちづくりの将来像と具体的な取組

(1) 防災まちづくりの基本的な考え方

本市は、洪水や高潮等により市域のほとんどが浸水する想定となっており、今後 30 年以内に $70\sim80\%$ の確率で発生すると言われている南海トラフ地震でも津波や建物の倒壊が想定されています。しかし、本市は既に広範囲にすでに良好な市街地が形成されています。そのため、災害をできるだけ防ぎ被害を減らすための取組(ハザードの低減)、被害を受ける対象を減らすための取組(リスクの回避)、日頃から災害に備え被害を減らすための取組(リスクの低減)、を総合的に推進することにより、「第1章 まちづくりの基本方針」で掲げた"めざすまちの姿"「災害を"みんなで乗り切る"まち」の実現を目指します。

ハザードの低減

・災害をできるだけ防ぎ被害を減らすための取組

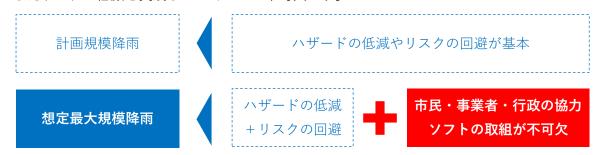
リスクの回避

・被害を受ける対象を減らすための取組

リスクの低減

・日頃から災害に備え被害を減らすための取組

河川整備の目標としている計画規模降雨による災害に対しては、ハード整備によるハザードの低減やリスク回避が基本となりますが、想定し得る最大規模降雨による災害に対しては、これらの取組に加えて、市民・事業者・行政の"みんなが協力"して災害に備えるソフトの取組を中心としたリスクの低減を実践していくことが不可欠です。



【災害リスクごとに市民・事業者が取り組める具体的な対策の事例紹介】 ※イメージ

		風水害の備え	地震の備え
家を建てる時		・被害の可能性を知る ・高床式にする ・地盤を高くする ・防水壁で家を囲む ・外壁を耐水化する ・設備機器を守る	・耐震化する
家を	被災前	・家の周囲の安全確認・事前の対策 ・排水路の確保・土のうの準備	・ブロック塀の安全対策をする ・家具の転倒・窓ガラス等の飛散を防ぐ ・安全な空間・通路を確保する ・家の周囲の安全確認・事前の対策
家を建てた後	被災時	・玄関からの浸水を防ぐ ・下水の逆流を防ぐ ・床下収納からの浸水を防ぐ ・家財の被害を防ぐ ・浄水槽の被害を防ぐ	・火の始末をする

(注) 地域ごとの災害リスクを把握した上で対策を検討する必要があります。

【市民・事業者が取り組める具体的な対策の事例紹介】 ※イメージ

今すぐできる対策

○ 家庭備蓄の推進



ココがポイント

- ・費用、時間の面で、普段の買い物の範囲でできる
- ・買い置きのスペースを少し増やすだけで済む



※できれば1週間分を備えましょう

○ 防災情報の取得

防災ネットに登録し、災害に備えましょう!

尼崎市防災ネットに登録することにより、携帯版の尼崎市防災情報の閲覧 やメールサービスを受けることができます。是非ご活用ください。

(1)QR コードでダウンロード

(2)メールで登録



Android

iPhone

- amagasaki@bosai.net 宛てに空メール を送信してください。
- 2.返信メール内の「利用規約」を読みます。
- 3.返信メール内の「利用規約に同意して登録する」と書かれた URL を選択すると登録完了です。

○ 避難行動の確認 (マイ避難カードの作成)



(2) 居住の誘導における取組方針

本市は、洪水や高潮、津波により広く浸水する可能性が高く、居住誘導区域内においても災害 リスクがあります。そのため、居住誘導区域内外を問わず、災害リスクの内容や安全に配慮した 居住方法の理解促進を図っていく必要があります。

また、特に重点的に安全への配慮の理解促進が必要な区域を「災害リスクが大きい範囲」として示し、安全への配慮の理解促進を図り、市民・事業者・行政の"みんなが協力"して災害に備えていきます。

図 – 理解促進のための取組の具体的イメージ:都市計画情報への災害リスク情報の追加

【災害リスクが大きい区域】

- ・浸水深 3m 以上の区域等の情報を追加
- ・建築・開発事業者が計画検討を進める 前の情報提供につなげる



URL: https://amagasaki.geocloud.jp

(3) 防災まちづくりの将来像

整理した地域ごとの防災上の課題を踏まえ、「第1章 まちづくりの基本方針」で掲げた"めざすまちの姿"「災害を"みんなで乗り切る"まち」の実現に向けて、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を計画的に推進していくための取組方針を次のとおり設定しました。

なお、市が行う取組(公助)だけでは限界があることから、市民や事業者が命や財産を自分で 守る取組(自助)や地域で助け合う取組(共助)も合わせて推進していきます。

課題地域:1 全市共通 洪水 ・避難体制の整備や地域防災力の強化 ·河川下水道整備、浸水対策 ・リスク回避の誘導 課題地域:2 洪水高潮 ・物資供給体制の整備 ·河川下水道整備、浸水対策 ・リスク回避の誘導 課題地域:3 高潮 地震 • 浸水対策 物資供給体制の整備 ・リスク回避の誘導 ・建築物の耐震化・不燃化の推進 課題地域:4 高潮 地震 · 下水道整備、浸水対策 ・物資供給体制の整備 ・リスク回避の誘導 ・ 建築物の耐震化の推進 課題地域:5 洪水 高潮 地震 課題地域 ·河川下水道整備、浸水対策 課題地域:6 :家屋倒壊等氾濫想定区域 ・物資供給体制の整備 洪水 津波 ・リスク回避の誘導 ・リスク回避の誘導 • 浸水対策 ・建築物の耐震化・不燃化の推進 凡例 ① 浸水深: 3 m以上 ② 浸水継続時間: 3日以上 ③ 家屋倒壊等氾濫想定区域 地域防災 拠点 洪水高潮 河岸浸食 氾濫流 洪水高潮 ⑤ 津波からの避難 ④ 地震による家屋倒壊 居住誘導 密集市街地 区域 全壊率50%以上 津波避難要注意地域

図 - 地域ごとの取組方針

(4) 具体的な取組及びスケジュール

防災まちづくりの取組方針に基づく取組内容と目標期間を次に示すとおり設定します。

■ ハザードの低減

種別	取組内容	取組主体	目標	災害ハザード		
怪力」	划		期間※	洪水	高潮※	地震
	・猪名川河道掘削、護岸整備	国	長期	•	•	
河川	・武庫川河道掘削、護岸整備	県	長期	•	•	
整備	・庄下川矢板護岸の耐震化	県	長期	•	•	•
	・庄下川河道掘削、護岸整備	市	短期	•	•	
	・防潮堤の整備	県	長期	•	•	
浸水対策	・校庭貯留	市	長期	•	•	
対策	· 公園貯留	市	長期	•	•	
	・雨水浸透施設の整備 (透水性舗装、浸透桝、雨水貯留タンク等)	市・市民 事業者	長期	•	•	
耐震建	・建築物(公共施設を含む)の耐震化	市・市民 事業者	長期			•
耐震化・不燃化	・下水道施設*の耐水化・耐震化	市	長期	•	•	•
燃の化	・密集市街地の改善	市・市民 ・事業者	長期			•

種別	取組内容	取組主体	目標	災害ハザード
但主力力	以祖四谷 以祖土神		期間※	内水
浸水	・下水道施設の改築更新	市	長期	•
対策	・下水道施設能力の強化	市	長期	•

※ 目標期間:短期:~5年程度、中期:5~10年程度、長期:10年~

※ 高潮:津波も含む。

※ 下水道施設:ポンプ場、処理場、管きょのこと。

■ リスクの回避

種別	取組内容	⊞7½日 → /未	取組主体 目標	災害ハザード		
俚加	以祖的 位	以祖土仲	期間※	洪水	高潮	地震
リスク回避	・災害リスクを考慮した開発・建築の誘導	市・市民・事業者	長期	•	•	•

■ リスクの低減

種別	取組内容	取組主体	目標	災害ハザード		
(里力)	水が正した	以加工件	期間※	洪水	高潮	地震
	・避難路の整備	市	長期	•	•	•
νπ÷	・避難誘導板の設置	中	中期	•	•	•
選	・要配慮者施設における 避難確保計画の策定推進	市・ 事業者	短期	•	•	
避難体制の整備	・災害情報の確実な伝達・拡散の推進	市・市民・ 事業者	長期	•	•	•
env	・多様な避難行動の促進	市・市民・ 事業者	長期	•	•	•
	・南海トラフ地震防災対策計画の策定	事業者	短期		•	
体制の整備	・道路、橋りょうの耐震化の推進	市	長期	•	•	•
整備	・応急給水栓やマンホールトイレの整備	市	中期			•
	・地域防災マップの作成・周知啓発	市・市民 ・事業者	長期	•	•	•
地	・各種防災訓練の実施	市・市民 ・事業者	長期	•	•	•
域防災	・出前講座の実施	市・市民	長期	•	•	•
地域防災力の強化	・マイタイムライン(マイ避難カード) の作成支援	県・市 ・市民	長期	•	•	•
化	・企業 BCP 計画の策定	事業者	長期	•	•	•
	・家庭内備蓄の重要性の周知と促進	市・市民・ 事業者	長期	•	•	•

※ 目標期間:短期:~5年程度、中期:5~10年程度、長期:10年~

第5章 まちづくりの推進

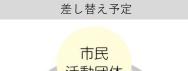
1 協働によるまちづくり

(1) 基本的な考え方

まちづくりの基本方針で示した「めざすまちの姿」の実 現に向け、市民・事業者・行政がまちづくりに対する役割 と責任を認識し、パートナーシップによる協働のまちづく りを進めます。

(2) 市民・事業者・行政の役割

協働のまちづくりでは、それぞれの考え方、お互いの想 いや情報、まちの将来像を共有する必要があります。また、 立場に応じた役割を担いながら、できることから始めるこ とが大切です。



パートナーシップのイメージ図



■ 市民の役割

市民は、まちづくりの主役として、現状のまちを知り、これからのよりよいまちづくりへの 理解を深めることが求められます。

市民一人ひとりがまちづくりを担う認識をもち、市民相互の話し合いの中から、様々な考え やアイデアを出しあい、一人ひとりができること、やりたいと思うことを見いだし、自分の得 意分野を生かして楽しく積極的に取り組むことで、市民が求めるまちづくりにつながること が期待されます。

■ 事業者の役割

事業者は、地域社会の構成員として、市民と同様にまちづくりで重要な役割を担います。 本市の「めざすまちの姿」を十分に理解し、行政及び市民と協力関係を築きながら、よりよ いまちづくりに取り組む役割が求められています。自らの事業に関する情報を地域へ積極的 に発信することで、より協力関係を良好なものとし、また、まちづくりにおいて自らの事業を ベースとした専門的な支援を行うことで、地域にも貢献する地域産業の育成に資することが できます。

■ 行政の役割

行政は、協働で取り組むまちづくりにおいて、市民・事業者への支援とコーディネートを行 う役割を担います。

各種事業を進めるための手法などの調査・研究や推進体制の充実、開発行為の指導を行い、 効果的なまちづくりを進めます。また、必要に応じ地域の課題を市民や事業者に提起しながら、 よりよいまちづくりに向けた活動を専門的に支援するための方策を整えます。さらに、まちづ くりに関する現況の把握とその情報の発信を行うとともに、さまざまな活動がつながるよう 努めます。

(3) 協働のまちづくりの推進方策

方策1 まちづくりへの参画のきっかけとなる情報の発信や場の提供

- ・まちづくりに関する事業や情報の発信(尼崎市公式 LINE、YouTube 等の SNS の活用等)
- ・まちづくりの活動拠点として公共空間の積極的な活用

方策2 市民意向を直接的に聴取する機会を積極的に設置

- ・説明会やシンポジウム、ワークショップの開催
- ・アンケート調査による意向把握

方策3 市民主体のまちづくり活動の支援

- ・専門家派遣などの技術的な支援や活動費の助成
- ・地域振興センターの活用(まちづくりの相談窓口、地域コミュニティの形成や活性化の拠点)

方策4 市民発意のまちづくり制度の活用促進

・都市計画提案制度、地区の特性に応じた地区まちづくりルール制度の活用

方策5 事業者との連携によるまちづくりの推進

・まちの顔となる公共空間の整備の際に沿道の事業者と協議会形式によるまちづくりの検討

【まちづくり活動の取組事例】(イメージであり、差し替え予定)

● 阪急塚口駅の社会実験



● 杭瀬公園マルシェイベント



● 大庄西中学校跡地活用のワークショップ





2 評価と見直しの方法

本計画の目標年次である令和 15 年 (2033 年) までには、社会の様々な分野での変化が予想されます。

社会環境の変化などに柔軟に対応していくために、5年ごとまたは社会情勢が大きく変化したと認められる時点で、市民参加によって本計画の評価を行い、必要に応じて見直しについて検討します。

(1) PDCA サイクルの運用

本計画に基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを、 PDCA サイクルにより検証します。

具体的には次のような流れで進行管理に取り組みます。

- ・進捗状況の把握に努め、計画期間の中間時期であるおおむね 5 年目に中間見直しの判断を行い、10 年後の定期見直しにつなげる進行管理プロセスを導入し、計画の実効性を高めます。ただし、まちづくりが進む過程で、新たな課題や考え方が多く出てきた場合や、上位計画の改定に伴い、本計画を改定する必要が生じた場合には、随時見直しを行うなど、柔軟な運用を図ります。
- ・進捗状況については、ホームページなどを通して公表します。

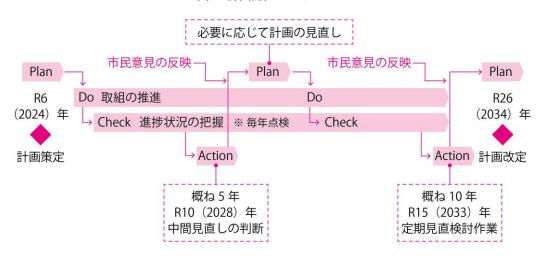


図 - 計画見直しのイメージ

(2) 計画の評価

毎年、市が行う事業の進捗状況や本市の現況を把握するとともに、本市総合計画に係る市民意 向調査の結果も活用し、めざすまちの姿及び分野別のまちづくりの達成状況、関係法令や関連計 画の変更、社会経済情勢の動向を踏まえ、評価を行います。

3 目標値の設定

第6次尼崎市総合計画において、くらしと産業を支える都市基盤のもとに、快適で魅力あるまちを実現するために、多角的かつ総合的な目標値を設定しており、本計画においても"めざすまちの姿"や歩いて暮らせるコンパクトで持続可能なまちを実現していくために同じ目標値を設定します。

七冊のセンナ		指標				
指標の考え方	目標値(年及	び数値)	基準値(年及	単位		
生活利便施設のカバー率、公園利用の満足 度、地域推奨意欲、転入者の5年定着率から	都市機能・住環境指数					
なる「都市機能・住環境指数」を本計画全体の目標とする。	令和 9 年 (2027 年)	2	令和 3 年 (2021 年)	-3	-	

【都市機能・住環境指数の考え方】

- 公園利用満足度 -

● 算定方法

公園や緑地、広場の利用満足度をアンケー トにより調査

●主旨

公園等は、ファミリー世帯や高齢者など多様なニーズがあり、その満足度は、都市基盤の効率的な維持・更新ができて

おり、適切に公園等を利用 して様々な活動に取り組め ているかを示し、地域 資源の魅力が高まって

いるかを把握する。

公園利用 満足度

- 地域推奨意欲 -

● 算定方法

尼崎を誰かに勧めたい」意欲を持っている 人をアンケートにより調査

●主旨

特色あるそれぞれのまちの魅力と価値が向 上し、まちへの興味や親しみが深まっている かを把握する。

> 地域推奨 意欲

生活利便施設 カバー率

5年定着率

- 生活利便施設カバー率 -

● 算定方法

生活利便施設(医療施設、福祉施設、商業施設)の施設数に応じた利用圏の面積が、市内の居住を誘導する区域の面積に占める割合

● 主旨

生活利便施設がバランスよく配置され、歩いて暮らせるコンパクトなまちの実現に向けた進捗を把握する。

- 5 年定着率 -

● 算定方法

基準年の5年前の転入者が、基準年も尼崎 市民である人の割合

●主旨

一時的な転入ではなく、転入者の定着が進んでいるのかを客観的に分析することで、快適に暮らせるまちの実現に向けた進捗を把握する。

本計画のうち、特に立地適正化計画に関する各施策・事業の進捗状況を評価するための指標を次のように設定します。

(1) 居住誘導、都市機能誘導に関する評価指標

*** おおい おいまん おいまん おいまん おいまん おいまん おいまん おいまん		出仕			
指標の考え方	目標値(年及び数値) 基		基準値(年及び数値)		単位
居住誘導区域については、将来人口が減少	居住誘導区域内における人口密度				
する中でも、一定の人口密度を維持することを目標とする。	令和 22 年 (2040 年)	•*	令和 2 年 (2020 年)	125.1	人/ha
都市機能誘導区域及びそれに準ずる区域で 誘導を目指す施設は4つの拠点で合計5施	1- 1-11		びそれに準ず 導施設の数	る区域	+/ - = ⊓.
設あり、既存の誘導施設についても維持していくことから5施設増を目標とする。	令和 25 年 (2043 年)	35	令和 5 年 (2023 年)	30	施設

[※]人口減少により予測される人口密度 106.4 人/ha

(2) 防災まちづくりの取組(防災指針)に関する評価指標

項目	現状値	目標値
防潮堤の整備割合	•%	100%
避難路(都市計画道路)の整備割合	•%	•%
要配慮者利用施設における避難確保計画の策定割合	約 70%	おおむね 100%
防災訓練への参加人数	●人	●人

(3) 公共交通及び公共施設に関する評価指標

指標の考え方	指標		出任
	目標値(年及び数値)	基準値 (年及び数値)	単位
市民にとって必要なバス交通サービスの将来にわたる確保を目指すため、利便性の向上を図ることで、生産年齢人口の減少で通勤、通学等での利用が減少する中においても輸送人員の現状維持を目標とする。	旧市営バス年間輸送人員		千人
	令和 25 年 (2043 年) ●	令和 5 年 (2023 年) ●	
交流が活発に行われるまちを目指すため、 交通拠点である鉄道駅へのバスや自転車等 によるアクセス性の向上を図ることで、生 産年齢人口の減少により通勤、通学等での 利用が減少する中においても鉄道駅の乗客 の現状維持を目標とする。	1日当たり鉄道駅の乗客数		千人
	令和 25 年 (2043 年) ●	令和 5 年 (2023 年) ●	
市有建築物に係る3つの方針及び目標に基づいて、量、質、運営コスト等の最適化を図るため、公共施設マネジメントの取組を進め、「再編」の取組に基づき市有建築物の床面積の削減を行う。	市有建築物の床面積		T 2
	令和 30 年 (2048 年)	平成 24 年 約 (2013 年) 1,868	千㎡

(出典:(仮称)尼崎市総合交通計画、尼崎市公共施設等総合管理計画)